

3月19日(第2日目)

1. 開議並びに散会時刻(午前10時46分~午後 時 分)

2. 応招議員は次の通りである。

1番	天久	聚太郎	2番	比嘉	嘉定	亮
3番	天久	盛雄	4番	安次	宮盛	信
5番	石川	真六	6番	仲村	村泰	景
7番	福嶺	正廉	8番	石田	田英	正
9番	福安	里明	10番	又吉	吉弘	昇
11番	安石	川繁	12番	大川	川昇	永
13番	伊佐	真得	14番	仲村	村喜	敏
15番	宮城	盛昌	16番	宮里	里敏	行
17番	伊佐	貞寿	18番	中里	里幸	助
19番	武島	行男	20番	仲村	村盛	光
21番	古波	蔵清				

3. 不応招議員はなし。

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員はなし。

6. 市町村自治法第61条の規定により、議事説明のため出席したものは次のとおりである。

市長	仲村	春勝	助役	具屋	真徳	収入役	沢し	安一
総務課長	長松	川正	頼	住民課長	仲村	春信		
民政課長	長当	山全	喜	財政課長	奥里	将俊		
経済課長	長伊	佐友	誠	水道課長	園吉	真頼		
建設課長	長島	俊昌	兼	消防団長	大城	仁幸		

7. 議会事務局職員の出席者

局長 宮城 光雄 書記 知念 晋光

3月19日(第2日目)

1. 開議並びに散会時刻(午前10時46分~午後 時 分)

2. 応招議員は次の通りである。

1番	天久	豪太郎	2番	比嘉	定	亮
3番	天久	盛雄	4番	次富	盛	信
5番	石川	真六	6番	仲村	春	果
7番	福嶺	正康	8番	石田	英	正
9番	安里	安明	10番	又吉	正	弘
11番	石川	繁	12番	大川		昇
13番	伊佐	真得	14番	仲村	喜	永
15番	官城	盛昌	16番	官里	敏	行
17番	伊佐	貞寿	18番	中里	幸	助
19番	武島	行男	20番	仲村	盛	光
21番	古波	蔵清次郎				

3. 不応招議員はなし。

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員はなし。

6. 市町村自治法第61条の規定により、議事説明のため出席したものは鑑のとおりである。

市長	仲村	春勝	助役	呉屋	真徳	収入役	沢し	安一
総務課長	松川	正義		住民課長	仲村	春信		
民政課長	当山	全喜		財政課長	奥里	将俊		
経済課長	伊佐	友誠		水道課長	国吉	真義		
建設課長	島袋	昌兼		消防団長	大城	仁幸		

7. 議会事務局職員の出席者

局長 官城 光雄 書記 知念 晋光

8. 議事日程は次のとおりである。

日程第7. 議案第1号, 亶野湾市, 中城村及び北中城村合併
特約協定について。

日程第8. 議案第2号, 1965年度亶野湾市才入才出追加
更正予算について。

日程第9. 陳情第1号, 商工観光課設置方陳情について。

日程第10. 議案第6号, 1964年度亶野湾市才入才出決算
認定について。

日程第11. 議案第7号, 1964年度亶野湾市上水道特別会
計才入才出決算について。

1965年

8. 議事日程は次のとおりである。

日程第7. 議案第1号, 亶野湾市, 中城村及び北申城村合併
促進特別について。

日程第8. 議案第2号, 1965年度亶野湾市才入才出追加
更正予算について。

日程第9. 陳情第1号, 商工観光課設置方陳情について。

日程第10. 議案第6号, 1964年度亶野湾市才入才出決算
認定について。

日程第11. 議案第7号, 1964年度亶野湾市上水道特別会
計才入才出決算について。

1965年度

議 長～出席議員16名であります、市町村自治法第53条の規定により議会は成立しております、よつて只今より本日（第2日目）の会議を開きます。（午前10時46分）

議 長～暫休憩いたします。（午前10時47分）

議 長～再開いたします。（午前10時5分）

議 長～日程第7、議案第1号、宜野湾市、中城村及び北中城合併促進協議会規約についてを議題といたします、本案は先きの臨時議会において特別委員会に付託してありますので、その報告書がまいつておりますので一応事務局長をして朗読せしめます。

議 長～暫休憩いたします。（午前11時6分）

議 長～再開いたします。（午前11時7分）

議 長～14番議員の出席を報告します

特別委員長～特別委員会に付託されました件について御報告申し上げます、只今事務局長から朗読された内容でございまして結論を申しますと重要な問題でありますので、その限られた期間内には答議不能な理由で本会議に返戻するという事になりましたので宜しく願ひいたします。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～なければ質疑を打ち切りたいと思いますが御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議 長～御異議がございませんので特別委員長に対する質疑を終ることにいたします。

議長～出席議員16名であります。市町村自治法第53条の規定により議会は成立しております。よつて只今より本日（第2日目）の会議を開きます。（午前10時46分）

議長～暫休憩いたします。（午前10時47分）

議長～再開いたします。（午前11時5分）

議長～日程第7。議案第1号、亶野湾市、中城村及び北中城合併促進協議会規約についてを議題といたします。本案は先きの臨時議会において特別委員会に付託してありましたので、その報告書がまいっておりますので一応事務局長をして朗読せしめます。

議長～暫休憩いたします。（午前11時6分）

議長～再開いたします。（午前11時7分）

議長～14番議員の出席を報告します

特別委員長～特別委員会に付託されました件について御報告申しあげます。只今事務局長から朗読された内容でございまして結論を申しますと重要な問題でありますので、その限られた期間内には審議不能な理由で本会議に返戻するという事になりましたので宜しくお願いいたします。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～なければ質疑を打ち切りたいと思いますが御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長～御異議がございませんので特別委員長に対する質疑を終ることにいたします。

議 長～お諮りいたします。特別委員長の報告にもありました様に本会議に返戻する事に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので、本案は本会議に返戻することに決定いたします。

本案については継続審議にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので左様決定いたします。

議 長～日程第5、議案第2号、1965年度富野湾市才入才出追加更正予算についてを議題といたします。

本案につきましては先日の臨時議会において特別委員会に付託してありましたが、委員会より報告書が参っておりますので、一応事務局長をして朗読せしめます。

議 長～暫休憩いたします。(午前11時12分)

議 長～再開いたします。(午前11時13分)

議 長～特別委員長の報告を求めます。

特別委員長～只今の案件について報告申し上げます。今先事務局長が朗読した内容のとおりでありまして、限られた期間内には前の第1号議案と同じ様に充分なる審議が出来なかつたので、本会議に返戻したいと思っております。宜しく願ひいたします。

議 長～本報告に対する質疑を求めます。

議 長～質疑がなければ、特別委員長に対する質疑を終結したいと思ひますが、御異議ございませんか。

議 長～お諮りいたします。特別委員長の報告にもありました様に本会議に返戻する事に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので、本案は本会議に返戻することに決定いたします。
本案については継続審議にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので左様決定いたします。

議 長～日程第8、議案第2号、1965年度宜野湾市才入才出追加更正予算についてを議題といたします。
本案につきましては先の臨時議会において特別委員会に付託してありましたが、委員会より報告書が参つておりますので、一応事務局長をして朗読せしめます。

議 長～暫休憩いたします。(午前11時12分)

議 長～再開いたします。(午前11時13分)

議 長～特別委員長の報告を求めます。

特別委員長～只今の案件について報告申し上げます。今先事務局長が朗読した内容のとおりでありまして、限られた期間内には前の第1号議案と同じ様に充分なる審議が出来なかつたので、本会議に返戻したいと思っております。宜しく願ひいたします。

議 長～本報告に対する質疑を求めます。

議 長～質疑がなければ、特別委員長に対する質疑を終結したいと思ひませんが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので左様決定いたします。

議長～本案を本会議に運戻することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので左様決定いたします。

議長～暫休憩いたします。(午前11時15分)

議長～再開いたします。(午前11時16分)

市長～只今の計上予算の審議に入る前にこの議案を撤回したい
と思います。その事情は提案している最中に更に更正の
必要が今更正ある部分の外に更正する箇所が出来ており
ますので、一応これを撤回して、それを加えて一纏にし
て提案したいと思っておりますので宜しくお願いします。

議長～只今市長より議案第2号、1965年度互野湾市才入才
出追加更正予算については撤回したいということでござい
ますが、撤回を承認することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので撤回を承認することにいたし
ます。

議長～日程第9、陳情第1号、商工観光課設置方陳情について
を議題といたします。
一応事務局長をして朗読せしめます。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～お諮りいたします。本案は質疑の段階において経工委員
会に付託したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので左様決定いたします。

議 長～本案を本会議に返戻することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので左様決定いたします。

議 長～暫休憩いたします。(午前 11 時 15 分)

議 長～再開いたします。(午前 11 時 16 分)

市 長～只今の計上予算の審議に入る前にこの議案を撤回したいと思えます。その事情は提案している最中に更に更正の必要が今更正ある部分の外に更正する箇所が出来ておりますので、一応これを撤回して、それを加えて一語にして提案したいと思えますので宜しく願います。

議 長～只今市長より議案第 2 号、1965 年度亘野湾市才入才出追加更正予算については撤回したいということですが、撤回を承認することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので撤回を承認することにいたします。

議 長～日程第 9、陳情第 1 号、商工観光課設置方陳情についてを議題といたします。
一応事務局長をして朗読せしめます。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～お諮りいたします。本案は質疑の段階において経工委員会に付託したいと思えますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので、本案は雇工委員会に付託することにいたします。尚審査の方法については休会中も審査していただきそして29日の本会議に報告してもらうようお願いいたします。

議長～暫休憩いたします。(午前11時17分)

議長～再開いたします。(午前11時20分)

議長～日程第10、議案第6号、1964年度宜野湾市才入才出決算認定についてを議題といたします。
一応事務局長をして朗読せしめます。

議長～提案者の説明を求めます。

市長～議案に示した通りでありまして後は貴様の質問にお答えしたいと思っております。宜しく御審議の程をお願いいたします。

議長～本案の質疑に入る前に一応議会選出の監査委員の方がおられますので、審査報告をお願いします。

14番～1964年度宜野湾市才入才出決算審査報告をいたします。才入総額が253,386,83 才出総額が241,628,43 となっておりまして、63年度と比較しますと4,538ドル10セント増となっております。いわゆるこの決算の時について才入才出とも帳簿、証拠書類等を照会いたしまして慎重に審査しましたが、その計数に誤りはございませんでした。各即について申し上げますと、才入決算は予算総額の291,854ドル36セントに対して収入総額が253,386,83セントでありまして、執行率が86,82% そういう事になっております。測定額の302,709ドル57セントに収入はむしろ今申し上げました83,71 となっておりますが、未済額が42,013,66 \$ という事になっております。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので、本案は経工委員会に付託することいたします。向審査の方法については休会中も審査していただきそして29日の本会議に報告してもらおうようお願いいたします。

議 長～暫休憩いたします。(午前11時17分)

議 長～再開いたします。(午前11時20分)

議 長～日程第10、議案第6号、1964年度宜野湾市才入才出決算認定についてを議題といたします。
一 応事務局長をして朗読せしめます。

議 長～提案者の説明を求めます。

市 長～議案に示した通りでありまして後は皆様の質問にお答えしたいと思っております。宜しく御審議の程をお願いいたします。

議 長～本案の質疑に入る前に一応議会選出の監査委員の方がおられますので、審査報告をお願いします。

14番～1964年度宜野湾市才入才出決算審査報告をいたします。才入総額が253,386,83 才出総額が241,628,43 となっておりまして、63年度と比較しますと4,538ドル10セント増になつております。いわゆるこの決算の時について才入才出とも帳簿、証拠類等を照合いたしまして慎重に審査しましたが、その計数に誤りはございませんでした。各即について申し上げますと、才入決算は予算総額の291,854ドル36セントに対して収入総額が253,386,83セントでありまして、執行率が86,82% そういう事になつております。調定額の302,709ドル57セントに収入はむしろ今申し上げました83,71になつておりますが、未済額が42,013,66 \$という事になつております。

その内の未収入が収入の未収入が32,610,10\$となつております。才出の繰予算の繰額の291,854,36\$に対しまして支出額が241,628,43\$となつておりまして、不用額36,230,93\$が不用額でありまして、執行率が82,79%となつております。その不用額については後で皆様が無括質問で当用なりに充分なる御質問をお聞き願いたいと思つております。今一般会計の概略を報告いたしました。次は特別会計について御報告申し上げたいと思つております。1964年度の収入総額が155,870,14\$支出総額が150,890,02\$でありまして、その差引繰越額が4,980,12\$となつております。これは63年度と比較いたしますと、収入で25,800\$支出で29,224\$と、いずれも増額となつております。給水栓数についても前年度の3,100,87\$から4,800,39\$1,600,52\$の増となつております。こういう状況でございますが、結論を申しますと一般会計並びに特別会計を通じまして決算はその計数にも誤りはなかつたと報告するもので、その他については各自当用にて御質問なりなされて充分なる御報告をお願いいたします。

議長～只今監査委員の報告がありました通りありますが、不案件と次の議案第7号とは一括して議題といたします。

議長～議案第6号並びに議案第7号に対する質疑を求めます。

1 番～只今の監査報告に関連いたしましてお伺いいたします。3番目の結論にですね、一般会計並びに特別会計を通じ決算は誤りはなく証拠書類を整備され会計経理はほぼ完全であるという理由で何か不十分な点があつたかどうかこれについて御説明願います。

14 番～監査についてはむろん計算には誤りはないという事を確認したやを分つた訳で、その他についても完全であるという事を分つた訳であります。ほぼ完全

その内の未収入が収入の未収入が32,610,10\$となつております。才出の総予算の総額の291,854,36\$に対しまして支出総額が241,628,43\$となつておりまして、不用額36,230,93\$が不用額でありまして、執行率が82,79%。こうなつております。その不用額については後で皆様は総括質問で当局なりに充分なる御質問をお聞き願いたいと思つております。今一般会計の概略を報告いたしました。次は特別会計について御報告申し上げたいと思つております。1964年度の収入総額が155,870,14\$支出総額が150,890,02\$でありまして、その差引繰越額が4,980,12\$となつております。これは63年度と比較いたしますと、収入で25,800\$支出で29,224\$と、いずれも増額になつております。給水栓数についても前年度の3,100,87\$から4,800,39\$1,600,52\$の増となつております。こういう状況でございますが、結論を申しますと一般会計並びに特別会計を通じまして決算はその計数にも誤りはなかつたと報告するもので、その他については各自当局に御質問なりなされて充分なる御審議をお願いいたします。

議長～只今監査委員の報告がありました通りありますが、不案件と次の議案第7号とは一括して議題といたします。

議長～議案第6号並びに議案第7号に対する質疑を求めます。

1 番～只今の監査報告に関連いたしましてお伺いいたします。3番目の結論にですね。一般会計並びに特別会計を通じ決算は誤りはなく証拠書類を整備され会計経理はほぼ完全であるという理由で何か不十分な点があつたかどうかこれについて御説明願います。

14 番～監査についてはむろん計算には誤りはないという事を確認した事を分つた訳で、その他についても完全であるという事を分つた訳であります。ほぼ完全

311

であるという事についてであります。会計検査については本当に監査する人も不十分でありまして、その能力も不十分でありまして、いわゆるその専断的な立場からいろいろ帳簿面の監理はこうやつた方が良いんだとか云う考えも出て来ると思いますが、しかし現段階において、この伝票書類の切替えとかを考えておりますが、これは私達の考えでありまして、そこでほぼ完全といえますがほぼ完全ほぼを入れたのは何んであります。完全に近い。

1 番 ~ 折角の機会ですから、どういつた点がですね。そういった表現を使わざるを得ない点を感じられたかですね。特別会計の場合に複式簿記の問題で監査委員から意見が出されておつたんですが、あれはその通り突撃に突進された訳ですか。

1 4 番 ~ 複式はまだです。

1 番 ~ そういう点でほぼという事を使つておる訳ですか。

5 番 ~ 只今の質問と関連して質問いたします。ほぼ完全であるという表現をもちいておりますが、これは只今の監査委員の説明によりますと監査委員自身の立場としてはそういう考え~~考~~方であつたという事がありますか。それとも又完全じゃないという事を意味するんですか。いわゆる完全じゃないという事を意味してほぼという事を使われたのか、それとも今元きの監査委員の監査能力といわれ~~れ~~れたんですが、監査委員自身としては

1 4 番 ~ 完全だと。

5 番 ~ そういうふうな事ですね。

5 番 ~ もう1件お伺いいたします。計数に誤りはないとされておりますが、それ以外に例えば規定でそこにある事を要

であるという事についてであります。会計検査については本当に監査する人も不十分でありまして、その能力も不十分でありまして、いわゆるその専門的な立場からいろいろ帳簿面の整理はこうやつた方が良いんだとか云う考えも出て来ると思いますが、しかし現段階において、この伝票書類の切替えとかを考えておりますが、これは私達の考えでありまして、そこでほぼ完全といえますがほぼ完全ほぼを入れたのは何んでありますが、完全に近い。

1 番～折角の機会ですから、どういった点がですね。そういった表現を使わざるを得ない点を感じられたかですね。特別会計の場合に複式簿記の問題で監査委員から意見が出されておつたんですが、あれはその通り実際に実施された訳ですか。

1 4 番～複式はまだです。

1 番～そういう点でほぼという事を使つておる訳ですか。

5 番～只今の質問と関連して質問いたします。ほぼ完全であるという表現をもちいておりますが、これは只今の監査委員の説明によりますと監査委員自身の立場としてはそういう考え方であつたという事がありますか。それとも又完全じゃないという事を意味するんですか。いわゆる完全じゃないという事を意味してほぼという事を使われたのか、それとも今迄の監査委員の監査能力といわぬれたんですが、監査委員自身としては

1 4 番～完全だと。

5 番～そういうふうな事ですね。

5 番～もう1件お伺いいたします。計数に誤りはないとされておりますが、それ以外に例えば規定でそこにある事を要

318

求されている証拠書類 そういつた面にわたってあるべきがないというふうにお気付になった点はありませんか。

14番～書類は全部ありました。

5番～全部あつた。

16番～監査報告の中にもあります通り、又決算書を見ましても市税の方が30,000\$余りの未納入なのがございます。それから決算書を見ました場合にも30,000\$余りの不用額がございますが、才入欠かんによつての事業執行が出来なかつたという数字であるかどうか。この辺の処を御説明願います。

助役～私の方からかわつてお答えいたします。諸不用額の問題につきましてもは才入欠かんによる執行不能という事は本決算についてはあらわされておられません。

16番～繰越金の面については決算書にございますけれども、それだけ引いても20,000\$余りも結局は予算上から見ました場合決算では20,000\$余りも不用額という事になる訳です。才入の欠かんによつてのこういう様な不用額では無いのか。

16番～30,000\$余りの市税の未徴収という事になりますですがどういつた面でそれだけの数字が納入されていないか、その辺について御説明願います。

財政課長～補足説明をいたします。財政公表にも公表してありますが、数字の方では現年度の未収額が12,358.10セント
～～～過年度が2,975.13 繰越の方で24,585.95
～計しまして39,919.18セントという未収額になっております。

求されている証拠書類そういった面にわたらせてあるべきがないというふうにお気付になつた点はありませんか。

14番～書類は全部ありました。

5番～全部あつた。

16番～監査報告の中にもあります通り、又決算書を見ましても市税の方が30,000\$余りの未納入なのがございませう。それから決算書を見ました場合にも32,000\$余りの不用額がございませうが、才入欠かんによつての事業執行が出来なかつたという数字であるかどうか。この辺の処を御説明願います。

助役～私の方からかわつてお答えいたします。未用額の問題につきましても才入欠かんによる執行不納という事は本決算についてはあらわされておられません。

16番～繰越金の面については決算書にございませうけれども、それら引いても20,000\$余りも結局は予算上から見ました場合決算では20,000\$余りも不用額という事になる訳です。才入の欠かんによつてのこういう様な不用額ではないのか。

16番～30,000\$余りの市税の未徴収という事になりますですがどういつた面でそれらけの数字が納入されてないか、その辺について御説明願います。

財政課長～補促説明をいたします。財政公表にも公表してありますが、数字の方では現年度の未収額が12,358,10セント
繰越～過年度が2,975,13 滞納繰越の方で24,585,95
合計しまして39,919,18セントという未収額になつております。

16番～そういたしますと、その大きな理由といたしまして、或は令書の発行がおくたとか或は納税意思の何かが徹底してないとかそういう点はなかつたかどうか。

財政課長～64年度におきましては、令書の発行が相当おくれておりました、その理由も大きく納税に影響しておつたものと思います。それに滞納繰越が45,432\$ 結局63年度前の滞納税金が45,432\$ 12セントありましたので、その内20,846.17セントが年度内での徴収額でございまして、その残りが24,000\$ 余り〇であります。こういうふうにして以前からの滞納額もそうとう数残っておりますので、額が大きくまだ残つておるといふ事になります。

1番～才入の方でございしますが、不納欠損額が7,307,18\$ と出ておりますが、この不納欠損の内訳についてお伺いいたします。63年度の。

財政課長～不納欠損額の7,307,08\$ についてでございますが、その内訳は実際の不納欠損額それが1,985,87\$ それから時効の部が1,821,81\$, それからその外にさく誤というものが3,501,40\$ というふうになっております。

1番～最初の1,985,87\$ というのは。

財政課長～63年度以前の市民税・固定資産税・事業税・不動産所得税。実際に個々の理由によつて不納欠損額に著した数字であります。

16番～そういたしますと、その大きな理由といたしまして、或は令書の発行がおくられたか或は納税意思の何が徹底してないとかそういう点はなかつたかどうか。

財政課長～64年度におきましては、令書の発行が相当おくれしておりました、その理由も大きく納税に影響しておつたものと思えます。それに滞納繰越が45,432\$ 結局63年度前の滞納税金が45,432\$ 12セントありましたので、その内20,846,17セントが年度内での徴収額でございまして、その残りが24,000\$ 余りでありまして、こういうふうにして以前からの滞納額もそうとう数残っておりますので、額が大きくまだ残つておるといふ事になります。

1番～才入の方でございしますが、不納欠損額が7,307,18\$と出ておりますが、この不納欠損との内訳についてお伺いいたします。63年度の。

財政課長～不納欠損額の7,307,08\$についてでございますが、その内訳は実際の不納欠損額それが1,985,87\$ それから時効の部が1,821,81\$, それからその外にさく誤というものが3,501,40\$ というふうになっております。

1番～最初の1,985,87\$ というのは。

財政課長～63年度以前の市民税・固定資産税・事業税・不動産所得税。実際に個々の理由によつて不納欠損額に落した数字であります。

1 番～1,980 円 87¢ の内訳は時効ではないんだけど実際には徴収不能と断定して落したという訳ですか。

財政課長～はい、そうでございます。

1 番～時効にかかつを分に付きましてこれは最初の時効でございますか。それともずつとさかのぼつて整理してまとめてこの差額を出した訳でございますか。

財政課長～この時効の分は59年度以前の額でございます。

1 番～59年度以前の額でありますか。

財政課長～訂正致します。58年度以前の額であります。

1 番～実際に不納欠損額で1,985,87¢ の内ですね、滞納処分を執行した事例がございすか。

財政課長～この不納欠損額の数字は滞納処分をされたものはありません。なぜかと申し上げますとこの数字はほとんどが市民税や事業税におきましては事業者が払出して住所が不明だというものが多くあります。それから固定資産税不動産所得税の方では主に外人が払いたいとこういうのがほとんどであります。

1 番～件数にして大体何件位でございますか。

財政課長～今の所件数は調べてありませんが、後で入用ならと報告致します。

1 番～もう1件お伺い致します。このさく誤というのはどういつた理由で発生していますか。

財政課長～さく誤の数字の中では実際には滞納繰越の分においては6月で締め切つて7月、8月によく年度のオ入に持つて

1 番～1,980 円 87¢の内訳は時効ではないんだけど実際には徴収不能と断定して落したという訳ですか。

財政課長～はい、そうでございます。

1 番～時効にかかった分に付きましてこれは最初の時効でございますか。それともずつとさかのほつた整理してまとめてこの差額を出した訳でございますか。

財政課長～この時効の分は59年度以前の額でございます。

1 番～59年度以前の額であります。

財政課長～訂正致します。58年度以前の額であります。

1 番～実際に不納欠損額で1,985,87¢の内ですね。滞納処分を執行した事例がございますか。

財政課長～この不納欠損額の数字は滞納処分をされたものはありません。なぜかと申し上げますとこの数字はほとんどが市民税や事業税におきましては事業者が転出して住所が不明だというものが多くあります。それから固定資産税不動産所得税の方では主に外人が分らないとこういうのがほとんどであります。

1 番～件数にして大体何件位でございますか。

財政課長～今の所件数は調べてありませんが、後でご入用ならご報告致します。

1 番～もう1件お伺い致します。このさく誤というのはどういった理由で発生していますか。

財政課長～さく誤の数字の中では実際には滞納繰越の分においては6月でしめ切つて7月、8月はよく年度の才入に持つて

来るべきであります。当然よく年度の才入に入るべきものが69年度の整理期間の3月まで前年度に入られた数字が沢山あります。その外に今度は滞納繰越毎に転き~~→~~されてからの重複とかがありましてこれだけの額が前年度からの数字と一致しませんのでさく誤として処置しました。

16番～先つき助役は別に事業執行には才入欠かんには事業執行に支障をいという説明でありましたけど、この社会及び労働対策費の中の20ページ、特にこの中で427\$40セントの増が出ておりますけれども、集団就職とかそういう面で充分やらなくちゃいけない仕事がたくさん感じますけれども印刷費とか報費が全然そのままの格好になつておりますし、それから負担金及び補助金の方で負担金補助金というのは当初において要求があつて出ると思ふんですけども、107ドル71セントの不用額は当初の場合に要求した協会とか団体がなくなつて削られたものであるかどうかその辺について説明願います。

助役～お答え致します。先つきと関連する様であります。才入欠かんによつて事業執行しなかつたんじゃないかと先つきの何は才入欠かんによつて事業はストップされたんじゃないかという事が伺われたという御質問でございます。先つきの何は才入欠かんによる事業執行不能という事は現われてないという事を申し上げます。

16番～だから労働対策費の中にですれ、印刷報費が全然消化されない理由はどの辺にあるかどうか、それから負担金及び補助金においてこの不用額107\$余りの金当初の場合と要求がなかつたかどうか、その点をお伺いします。

民政課長～お答え致します。労働対策費の中の調査費でございますが、これ現在住民登録の実態調査とタイアップしていつ

来るべきであります。当然よく年度の才入に入るべきものが63年度の整理期間の3月まで前年度に入られた数字が沢山あります。その外に今度は滞納越繰越簿に転きようされてからの重複とかがありましてこれだけの額が前年度からの数字と一致しませんのでさく誤として処致しました。

16番～先つき助役は別に事業執行には才入欠かんには事業執行に支障ないという説明でありましたけど5款の社会及び労働対策費の中の20ページ、特にこの中で427\$40セントの増が出ておりますけれども集団就職とかそういう面で充分やらなくちやいけない仕事がたくさん感じますけれども印刷費とか報償費が全然そのままの格好になつておりますし、それから負担金及び補助金の方で負担金補助金というのは当初において要求があつて出ると思ふんですけども、107ドル71セントの不用額は当初の場合に要求した協会とか団体がなくなつて削られたものであるかどうかその辺について説明願います。

助役～お答え致します。先つきと関連する様であります。才入欠かんによつて事業執行しなかつたんじゃないかと、才入欠かん以外の理由で執行されてない何でございまして先つきの何は才入欠かんによつて事業はストップされたんじゃないかという事が伺われたという御質問でございましたのでそういう何では才入欠かんによる事業執行不能という事は現われてないという事を申し上げます。

16番～だから労働対策費の中にですね、印刷報償費が全然消化されない理由はどの辺にあるかどうか、それから負担金及び補助金においてこの不用額107\$余りの金が当初の場合と要求がなかつたかどうか、その点をお伺いします。

民政課長～お答えします。労働対策費の中の調査費でございますが、これ現在住民登録の実態調査とタイアップしていつ

しよにもてやつた方が良いんじゃないかと去年もそう
いうふうに組まれておつた訳ですが、今年にそれが行
れておりますので、それが行わなかつたという事であ
ります。

議長～暫休願致します。(午前11時55分)

議長～再開致します。(午後零時10分)

財政課長～負担金補助金の場合に不用額を出してありますのは沖繩
視光協会の方から負担金と来なかつた20ドル組まなるとなると
おりました。結か予協も10ドルはつて者、それには償
ておりました。それか来つておりました。それには償
が60ドルといふのが10ドル組まれておりました。こ
工一連合会といふのが10ドル組まれておりました。こ
これも取りに来ておりました。それで100ドルと
は不用額となつておりましたが、

3番～P.T.A連合会の場合でも申し合せがあつたというんで
が、~~再~~心P.T.A連合会も要求した筈はないという事
で後で気が付いておりますが、しかしこれを聞いた場合は
には市町村長会は申し合せているという事でも我々組
だと思つておりましたが、どういふルートで要するに
市町村長会で申し合せて決めるものであるか、或は正式
にこの市町村長会での通りで良いだろうか、或は正式
であるか、或は正式の要するにP.T.A
て市町村長会でも申し合せている分でも、或は主事の方
A連合会の場合には事務局の方でも或は主事の方でも
長の方でも、或は申し合せておりましたが、市町村長
いのは、はつきり明言されておりましたが、その点につ
の疑きさつが不用額になつておりましたが、その点につ
て当初も聞きし覚えがありますが、市町村長会であ
求があつたという事がありましたが、是れを文書であ
かどうかその点お聞き願ひしたいと思います。

しよにしてやつた方が良いんじゃないかと去年度もそういうふうにもつた訳ですが、今年にそれが行われておりますので、それが行わなかつたという事でありませう。

議長～暫休憩致します。(午前11時55分)

議長～再開致します。(午後零時10分)

財政課長～負担金補助金の場合に不用額出しておりますのは沖縄観光協会の方からの負担金としまして20ドル組まれておりました。それが取りに来なかつたという事になる訳です。結かく予防協会も10ドルでありましたが取りに来ておりません。それから職はつ者遣れいほう参会の方が60ドルこれも来一おりません。それに油継じーテイ工一連合会というのが10ドル組まれておりましたが、これも取りに来ておりません。それで100ドルここでは不用額となつておりますが。

3 番～P.T.A連合会の場合でも申し合せがあつたというんですが、かん心のP.T.A連合会も要求した覚はないという事で後で気が付いておりますが、しかしこれを聞いた場合には市町村長会は申し合せているという事で我々は組んだと思ふんですが、どういふルートで只要望もないのに市町村長会で申し合せて決めるものであるか、或は正式にこの市町村長会でこの通りで良いだろうといつて決めてあるものであるかですね、それとも正式の要望によつて市町村長会で申し合せている分であるか。例えばP.T.A連合会の場合には事務局の方でも或は主事の方でも会長の方でもこういう申込みは市町村にやつた事はないというは、はつきり明言されておる訳であります。その行きさつが不用額になつておりますが、その点について当初もお聞きした覚えはありますが、市町村長会で要求があつたという事がありますが、果して文書であつたかどうかその点お聞かせ願いたいと思ひます。

市長～今のお話は負担金について市町村会の方に申し合せがあつたというんだが、それは口頭だつたのか、文書であつたのかということですか。

3 番～問題は P.T.A 連合会の問題です。

市長～こういうふうに来ております。各地区に市町村会がありますが、地区的な負担金と、それから全道的負担金とがある訳ですが、この問題は全道に通ずる段階であるからこれは全道の市町村会で決めようとそれで全道の市町村会では負担金、審議会というのが置いてあります。それで負担金審議会の方では今までに負担しているもの更に新しく負担してくれという協会とか、色々なものについてするかどうかは審議会にかければよいかと。これは、はなはだ関係なくて聞かれるとうとその審議会です。決められたものは文書にして各市町村の場合によつて人によって来るのがあるし、場合によつては平等で来るのがあるし、方法は審議会です。これは審議会です。これは審議会です。これは文書にして来る様になつております。

3 番～だから市長の答弁は今不届となつている、P.T.A 連合会のものでございますが、去年もこれは私地区の P.T.A の予算の場合に質問して各市町村の負担である所の負担金が計上されてない。どうしたかどう事を聞いたらしつちう要求した覚えもないし、又外のちよどこぞの議長も役員の中ではありませんので向うの答弁ではそういう事は我々もやつた事はないという事であつて、

市長～これは全道のですか、中部のですか。

3 番～全道であります。だからそういう負担は市長さんはやつた事はないという事。

市長～全道ののはたしかに出ていると思つて、そうじゃな

市長～今のお話しは負担金について市町村会の方に申し合せがあつたというんだが、それは口頭だつたのか、文書であつたのかということですか。

3 番～問題は 連合会の問題です。

市長～こういうふうに来ております。各地区に市町村会がありますが、地区的な負担金と、それから全瓏的な負担金とがある訳ですが、この問題は全瓏に通ずる段階であるからこれは全瓏の市町村会で決めようとそれで全瓏の市町村会では負担金、審議会というのが置いてあります。それで負担金審議会の方では今までに負担しているもの更に新しく負担してくれという協会とか、色々のこれについてするかどうかは審議会にかけてこれはしようどこれは、はねよう。関連しなくて断わろうとその審議会で決つたものは文書にして各市町村の場合によつては、人に割で来るのがあるし、場合によつては平等で来るのがあるし、方法は審議会で決める訳です。これは審議会で決める訳です。これは審議会ですからそれは文書にして来る様になつております。

3 番～だから市長の答弁は今不用額となつている、 連合会のものでございますが、去年もこれは私地区の 予算の場合に質問して各市町村の負担である所の負担金が計上されてなり、どうしたかという事を聞いたらそういう要求した覚えもないし、又外のちようどコザの議長も役員の中でもありますので向うの答弁ではそういう事は我々もやつた事はないという事であつて。

市長～これは全瓏のですか、中部のですか。

3 番～全瓏であります。だからそういう負担は市長さんはやつた事はないという事。

市長～全瓏ののはたしかに出ていると思ひます。そうじやなけ

れば事務局はこの警備会にかけて負担決議をして各市町村
村に通知するはげです。文書で各市町村に来てあると
思います。

議長～暫休憩致します。(午後零時15分)

議長～再開致します。(午後零時16分)

5 番～先*程休憩中において中里議員から市民からの要望とし
て滞り者簿を公表するかしないかは聞かれました
がこれに対して当局の見解をお願いします。

市長～長く検討してみたいと思います。今の所色々これをうか
つに公表出来るものであるか、どうか検討してみたいと
思います。

議長～議案第6号、並びに議案第7号に付しましては質疑の段階
で財政委員会の方に附託したいと思いますが御異議はあ
りませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がありませんので財政委員会の方に両案件を附託
致します。

議長～審査の方法と期間^{15分17分}21日から28日まで休会であります
ので休憩中に審査して頂いて29日に報告していただ
く様にお願致します。

議長～暫休憩致します。(午後零時20分)

午前の日程終了

れば事務局はこの審議会にかけて負担決議をして各市町村
村に通知するはばです。文書で各市町村に来ておると思
います。

議 長～暫休憩致します。(午後零時15分)

議 長～再開致します。(午後零時16分)

5 番～先き程休憩中において中里議員から市民からの要望とし
て滞納者名簿を公表するかしないかは聞かれていた
ましたがこれに対して当局の見解をお願いします。

市 長～良く検討してみたいと思います。今の所色々、れをうか
つに公表出来るものであるか、どうか検討してみたいと
思います。

議 長～議案第6号、並びに議案第7号に付ましては質疑の段階
で財政委員会の方に附託したいと思いますがご異議はあ
りませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がありませんので財政委員会の方に両案件を附託
致します。

議 長～審査の方法と期間21日から28日まで休会であります
ので休憩中に審査して頂らいて29日に報告していただ
く様にお願致します。

議 長～暫休憩致します。(午後零時20分)

午前の日程終り

の場合、市の職員、金の、か、或は市に非つておる所の
 労働者が、市の職員、金の、か、或は市に非つておる所の
 6年分の市の職員、金の、か、或は市に非つておる所の
 の市の職員、金の、か、或は市に非つておる所の
 市の職員、金の、か、或は市に非つておる所の
 市の職員、金の、か、或は市に非つておる所の
 市の職員、金の、か、或は市に非つておる所の

9 番～ 現在認可する所は第1区の一部と第2地区の一部で
 あるが、第1区の外、第2地区の外、第3地区の外、第4地区の外
 外、外、外、外

建設課長～先程も市長さんの方から申し上げました様に、前年度は
 大から、市の職員、金の、か、或は市に非つておる所の
 市の職員、金の、か、或は市に非つておる所の
 市の職員、金の、か、或は市に非つておる所の
 市の職員、金の、か、或は市に非つておる所の
 市の職員、金の、か、或は市に非つておる所の
 市の職員、金の、か、或は市に非つておる所の

の場合には市の職員の賃金とか、或は市に持つておる所の
労務が働いたらこれも全部金に換算して市の負担として良
いからというのでこれが66年度から大体その工事は2ヶ
年位位では済むんだが精算事務まで全部完了するのが
4ヶ年位位かかるといふうな見解であります。政府はネ
の3分の2は6ヶ年に分けてあるんだが最初は初年度の方
は市の負担の3分の1から先ず使つてこれを進めてもらう
様にと云うふうな話合を持っています。尚又外の地域につ
いての区画整理の方は1応は私としてはこの計画は政府と
の話合でいつしよになつて分りませうので他の地域につ
いては又課長から催促がありましたら補足してもらふ様に。

9 番～現在認可なつておる所は第1区の1部と第2地区の1部で
あるこの第1区の外の部分又或は第3地区とその第4地区の
外の部分又或るか。外の認可事業着工予定を御説明願いま
す。

建設課長～先程も市長さんの方から申し上げました様に前すじ原と
大謝名と宇地泊の方は命令施行を受けまして事業が来年度
からというふうにして進めて来ておりますが、それ以外の
部分に付ましては現在その3箇所を1応発促致しまして実
際に事業化致しましてから尚その余力を見まして次の地区
も順次施行命令を受けましてそれでやりたいとこういうふ
うに考えております。それでこれは1次に施行命令をもら
うという事になりますと色々の関係がありまして、もち論予
算にも関係致しませうけれどもまず建速の規制とか、それ
から事業もいつしよに進む訳ですからそとうの規模が必
要になる訳であります。それで現在の職員ではちよつと手
がたりないといふ、それからまだ事業となりますとこれから色
々突設計といふ段階に入りますので1応その3箇所分を
進めておいてそれを見て更にそれに順応して進めて行くとい
ふ一応はひな形を作つてからというふうに考えている訳であ
ります。そのひな形が出来ておいてこの線で行けるとい
うふうな見通しが出来ると、地域を広げても大体順調に
行くんじゃないかというふうに考える訳であります。その

ひな形が現在まだひな形といつても出来上つていない訳で
ありますのですぐ施行命令を受ける訳にもいきなり、それ
から政府と致しましても大体10万坪から15万坪を1単
位として3工区位が普通じゃないかというふうに見て
ありますのでそれに応じて早く来年から始めまして後1
、2年もしましてすぐ施行命令を受けて次の段階に入れ
るというふうにしたいと考えております。

- 9 番～これは区画整理事業の施行方法はこの様にしたいというふう
に市報でもって市民に公表なされておりますが、現在区画
整理予定の所は規制を受けている様な土地等もおりますが
これに対する固定資産税との換算も考慮なされてお
りま

建設課長～規制については現在建築可能な所は良いんですが建築
出来ない道路の分については1応規制をしております。
所が固定資産との関連はまだ考えておりません、と云
いますのは現在が農地地帯でありますのでどうせその内に
宅地化しようというのが主でありますので現在の状態を
暫く自蒸してもらいたいというのが役所の考え方であり
ますので、1応現在の状態といえますか、農耕やつて
いてそれで区画整理の換地計画が出来た時に始めて道路
にかかると換地される訳ですからそれまでは暫く御し
んぼう願つておる訳なんです、所が市街地になりまして
どうしてもそういう事態が起れば研究しておきたいとい
うふうには考えております。

- 9 番～建築の規制を受けて利用も出来ないんだから税金をもう少
し安くしてくれと個人から1部修正してあつたという様
な事も聞いておりますが、全面的な問題として1つ御検
討願います。

- 10 番～今先の御答弁に66年度から普天間の前すじ原そして
野崎の1部以上の着工の段階になつておるとそういう

ひな形が現在まだひな形といつても出来上つていない訳でありますのですぐ施行命令を受ける訳にもいかんし、それから政府と致しましても大体10万坪から15万坪を1単位として3工区位が普通じゃないかとかういふように見ておりますのでそれに応じてちくじ来年から始めまして後1・2年もしましてすぐ施行命令を受まして次の段階に入るといふようにしたいと考えております。

- 9 番～これは区画整理事業の施行方法はこの様にしてというふうに市報でもつて市民に公表なされておりますが、現在区画整理予定の所は規制を受けている様な土地等もありますがこれに対する個定資産税との換算も考慮なされておりますか。

建設課長～規制については現在建築可能な所は良いんですが建築出来ない道路の分については1応規制をしております。所が個定資産との関連はまだ考えておりません。と云いますのは現在が農地地でありますのでどうせその内に宅地化しようというのが主でありますので現在の状態を暫く自足してもらいたいというのが役所の考え方でありまして、1応現在の状態といえますか。農耕やつて頂いてそれで区画整理の換地計画が出来た時に始めて道路にかかる分も換地される訳ですからそれまでは暫く御しんばう願つておる訳なんです。所が市外地になりましてどうしてもそういう事態が起れば研究しておきたいといふふうには考えております。

- 9 番～建築の規制を受て利用も出来ないんだから税金をもう少し安くしてくれと個人から1部修正してあつたという様な事も聞いておりますが、全面的な問題として1つ御検討願います。

- 10 番～今先の御答弁に66年度から普天間の前すじ原そして皆野湾の1部以上の着工の段階になつておるとさういふこと

答弁でございましたがその区画内の地主との減歩率においてはどういう話合をついでおるか、その点を。

建設課長～現在の計画は大体3割を基準にして設計されておられます。これはどういう区画整理であつても、1区画は地主が負担する様になつておる。それから工事費は先程申上りました様に政府が3分の2、市が3分の1というふうな負担が出ておる。その減歩は減歩されても結局その受益というものはその地域に帰する。道路が地主の方々の要求をそのまま受入れると結局引当金と出来て受益は少くてもそれで市としてどうな方針を取つていくかという事は、結局区画整理に對する受益がなくても良いという様な意味にもなるし、更に又開発と云つても良いと云つても、それで市として地主へ減歩という事よりも開発という立前から地主の方にも3割をお願いしたいというふうに考えております。

10番～今のは内容的な加んですが、あれするには、地主との話合について。

建設課長～これはそういう方針でありますので。

10番～今先66年度予算で政府と大体話合はついておると、そういう様にお話でございましたが66年度予算に計上される訳ですか。

建設課長～そうですね。

10番～そうなたつた場合には66年の予算も後数箇月しか残つてない訳ですが、それまでに話合出来そうですか。

答弁でございましたがその区画内の地主との減歩率においてはどういう話合をついておるか、その辺を。

建設課長～現在の計画は大体3割を基準にして設計されております。これはどういう区画整理であつても、1応用地は地元が負担する様になつておる。それから工事費は先程申し上りました様に政府が3分の2、市が3分の1というふうな線が出てはおりますが1応その減歩は減歩されても結局その受益というのはその地域に來る訳です。それで地主の方々の要望をそのまま受け入れると結局小さい道路が出來て受益は少なくてそれで色々な交通の問題まで引起すという状態でありますので市としてはどうしても3割を前後する程度はもつて行きたいというふうな方針を取つておる訳であります。それで地主の方々の方で減歩を少くしてくれという事は結局区画整理に対する受益がなくても良いという様な意味にもなるし、更に又開発といひますか、開発に対して開発しなくても良いという結果に落る訳であります。それで市としましては地主へ減歩という事よりも開発という立前から地主の方にも3割をお願いしたいというふうに考えております。

10番～今のは内容的な何んですが、あれするには、地主との話合について。

建設課長～これはそういう方針でありますので。

10番～今先66年度予算で政府と大体話合はついておると、そういう様なお話でございましたが66年度予算に計上される訳ですか。

建設課長～そうであります。

10番～そうなつた場合には66年の予算も後數個月しか残つておる訳ですが、それまでに話合出來そうですか。

建設課長～この前から各その地域について地主会を催しておりますがその地主会の内費も我々も聞いてそれぞれ66年度から進めたいつもりであります。

12番～64年度の12月19日付で行政主席の指令によつて宇地浦、大嶺名、真栄喜地区、それから普天間新城、野嵩地域は工事の施行指令が出ておりますね。

建設課長～都市計画地域の設定じやないかと思いますが、

12番～それが出されて今日まで地主と何回位その減歩率や或は色々話合になされておるか。

建設課長～減歩率を直接話合したのは1回であります。

12番～66年度予算にその地域の区画整理の予算を計上するという事でございますが、65年も先き10番議員がおつしやられた様々に後何ヶ月しかない。この間で充分なる地主との話合をもつて区画整理に堪む事が出来るかどうか、その点当局の御見解を問う。

建設課長～施行指令がおりますのでその設計も大体まとまつておりますが、後は縦覧というものが残つております。当局からの縦覧がございまして、その縦覧によつては後継手続上の問題になつてくる訳であります。只今申し上げました減歩の件であります。これは設計の範囲内で多少の増減は修正出来る訳であります。だから事業認可とは並増減程変りやないという事になるんじゃないかと聞いています。

9番～真栄原郵便局設置のどの様になつておりますか、又その見通しについてお伺い致します。

市長～宜野湾市の郵便局が普天間に1箇所あるだけで随分不便を感じておりますので是非真栄原に後1箇所の郵便局を設置してもらつて様々にと郵政庁長にも再三お願いを致し

建設課長～この前から各その地域については地主会を催しておりますがその地主会の内覧も我々は聞いてそれぞれ66年度からは進めたいつもりであります。

12番～64年度の12月19日付で行政主席の指令によつて宇地泊・大謝名・真志喜地区、それから普天間新城・野高地域は工事の施行命令が出ておりますね。

建設課長～都市計画地域の設定じやないかと思ひますが、

12番～それが出されて今日まで地主と備置位その減歩率や或は色々話合はなされておるか。

建設課長～減歩率を直接話合したのは1回であります。

12番～66年度予算にその地域の区画整理の予算を計上するという事でございますが、65年も先き10番議員がおつしやられた様に後何ヶ月しかない。この間で充分なる地主との話合をもつて区画整理に望む事が出来るかどうか、その点当局の御見解を問う。

建設課長～施行命令がおりますのでその設計も大体ままとまつておりますが、後は縦覧というものが残つております。当局からの縦覧がございしますが、その縦覧によつては後継手続上の問題になつてくる訳であります。只今申し上りました減歩の件であります。これは設計の範囲内で多少の増減は修正出来る訳であります。だから專業認可とは差別程変わりはないという事になるんじゃないかと問ひます

9番～真栄原郵便局設置などの様になつておりますか。又その見通しについてお伺い致します。

市長～宜野湾市に郵便局が普天間に1箇所あるだけで随分不便を感じておりますので是非真栄原に後1箇所の郵便局を設置してもらつてと郵政庁長にも再三お願いを致し

前に設けられ、輸送の便が、
 戦後三、四年の間、力を入
 れられ、戦後三、四年の間、
 戦後三、四年の間、力を入
 れられ、戦後三、四年の間、
 戦後三、四年の間、力を入
 れられ、戦後三、四年の間、
 戦後三、四年の間、力を入
 れられ、戦後三、四年の間、
 戦後三、四年の間、力を入
 れられ、戦後三、四年の間、

9番～その件につきましては、
 又委託がない場合は、
 負担を減らす。

議長～進行致します。次は10番の又吉正弘議員にお願い致します。

10番～第1番目の質問を致します。去つを議会においてそのと
 うとつ込んで埋立問題に対して論議が交わされておるが、
 その後どういう結果、どういう様に進展しておるか、
 その点について説明をお願いしたいと思います。

市長～埋立事業については、まず政府の認可を得る事が真先で
 ありましてこちらからその認可書類を提出してあるだけで
 が認可するとも、しないともその返事が無いのでどこまで
 どういうふうにひかつかつておるかといふ事では、まだ
 色々政府にも折衝がございましたが、結局港係りの東江と
 んの所で参事官の方に出席したら参事官の方では、と
 れるの大きな面積、実際やれるかといふ方では、ど
 ると、そうするにはこの係の方にきみはどうか認めるか

ておりますが、向うのお話しとしては戦後において戦前
あつた郵便局の復旧をまだであると、真栄原は戦後持必
必要を宜野湾市としても認めておるし、何とかして新設
ではあるんだがやつてもらいたいという事を再三お願い
致しましたら私達も必要は認めると、しかしこれは請
負事業みたいにかつているので郵政庁の財政の困きゆう
からどうしても予算を獲得するが出来ないので私達とし
ても皆んなの云い分は良く認めますから、極力その早く
その予算をねん出してこれの建設に努力し皆さんの要望
に答える様にしますという返事は受ておりますが、今
の所明確な見透しという事はまだ得ておりません。

9 番～その件に関しましては、急激に住民もふえてありますし
又委託を受た商店の場合には色々な収入印紙とか、切手
類がない場合もありますので早急に住民の便利を計ら
つてやれない場合がありますので不便を期たしておりま
すので極力早めに実現なされる様うな政府の方に要請な
される様うに要望致しませー私の質問を終わります。

議長～進行致します。次は10番の又吉正弘議員にお願い致し
ます。

10 番～第1番目の質問を致します。去つた議会においてそうと
うとつ込んで埋立問題に対して論議が交わされましたが
その後どういふ結果、どういふ様うに進展しておるか、
その点についてご説明をお願いしたいと思います。

市長～埋立事業については、まず政府の認可を得る事が真先で
ありましてこちらからその認可書類は提出してあるんだ
が認可するとも、しないともその返事がないのでどこで
どういふふうひっかかつておるかという事でこれまで
色々政府にも折衝致しましたが、結局港湾係りの東江さ
んの所で参事管の方に1応出したら参事管の方では、こ
れだけの大きな面積、実際やれるかというふうな何があ
ると、そうするにはこの係の方にきみはどう認めるかに

施た類ものうつ向わ費かう事務員やかおいと直あそた様を建そ、がでらん所長
 がつ書どのといだくなれい事務員やかおいと直あそた様を建そ、がでらん所長
 こで申外んと、或は、ま、ど、そ、つ、派、準、事、を、呼、ん、ん、り、意、で、こ、量、よ、者、を、や、と、合、貴、方
 に、何、の、さ、や、で、の、う、ま、し、大、は、い、ん、派、準、事、を、呼、ん、ん、り、意、で、こ、量、よ、者、を、や、と、合、貴、方
 具、法、の、前、ツ、買、う、い、出、ま、し、大、は、い、ん、派、準、事、を、呼、ん、ん、り、意、で、こ、量、よ、者、を、や、と、合、貴、方
 つ、た、ま、ら、な、し、ユ、ン、ン、ア、そ、う、た、あ、い、つ、こ、ら、日、正、は、本、者、た、ん、ん、り、意、で、こ、量、よ、者、を、や、と、合、貴、方
 と、い、る、す、ら、な、し、ユ、ン、ン、ア、そ、う、た、あ、い、つ、こ、ら、日、正、は、本、者、た、ん、ん、り、意、で、こ、量、よ、者、を、や、と、合、貴、方
 の、も、う、て、の、ユ、ン、ン、ア、そ、う、た、あ、い、つ、こ、ら、日、正、は、本、者、た、ん、ん、り、意、で、こ、量、よ、者、を、や、と、合、貴、方
 り、て、出、つ、ゆ、だ、が、レ、一、の、契、向、何、を、行、に、前、る、か、は、こ、ら、た、つ、方、す、い、出、と、言、は、る、て、が、ち、ら、い、お、願、す、か
 間、に、出、つ、ゆ、だ、が、レ、一、の、契、向、何、を、行、に、前、る、か、は、こ、ら、た、つ、方、す、い、出、と、言、は、る、て、が、ち、ら、い、お、願、す、か
 の、資、料、す、か、一、お、或、用、席、は、本、を、必、行、員、の、資、料、を、旅、の、方、う、々、ら、も、つ、ぶ、お、言、は、る、て、が、ち、ら、い、お、願、す、か
 ら、資、料、す、か、一、お、或、用、席、は、本、を、必、行、員、の、資、料、を、旅、の、方、う、々、ら、も、つ、ぶ、お、言、は、る、て、が、ち、ら、い、お、願、す、か
 こ、ち、な、リ、イ、中、か、て、と、い、じ、の、の、資、料、を、旅、の、方、う、々、ら、も、つ、ぶ、お、言、は、る、て、が、ち、ら、い、お、願、す、か
 具、類、要、に、レ、に、す、り、を、は、つ、い、つ、の、係、の、所、は、た、つ、地、は、こ、の、現、地、に、し、ま、し、頂、の、計、算、を、い、や、の、資、料、を、旅、の、方
 は、具、類、要、に、レ、に、す、り、を、は、つ、い、つ、の、係、の、所、は、た、つ、地、は、こ、の、現、地、に、し、ま、し、頂、の、計、算、を、い、や、の、資、料、を、旅、の、方
 て、来、更、る、の、は、レ、に、す、り、を、は、つ、い、つ、の、係、の、所、は、た、つ、地、は、こ、の、現、地、に、し、ま、し、頂、の、計、算、を、い、や、の、資、料、を、旅、の、方
 づ、行、の、な、は、レ、に、す、り、を、は、つ、い、つ、の、係、の、所、は、た、つ、地、は、こ、の、現、地、に、し、ま、し、頂、の、計、算、を、い、や、の、資、料、を、旅、の、方

ついては、こちらの問題でもつと具体的にこれが施行出来る様な資料を付してもらいたいというのであつたので更に具体的な資料という事にすると法的申請書類を作る書類はもうすでに出しておりますのでその外にどんなものが入りますかといつて何したら前は皆さんのものでは、ドレジャーといゆるシュンビツ船でやるという事はあれにも出てるんだがシュンビツ船でやるんだつから請負するのか、或はドレジャー買うのか、或は向うから借りて来て常用でやるのか、そういう所までくわしく話合を持つて応はすぐ契約したら出来る様な資料を付してほしいというふうな意向でありました。それから更に云つてそれじゃそういふ何であれば大体どういう形式でどういふものが必要であるかについてはその事務に携る人もいつしよに行つて説明を聞こうといつて敏日前に私課長も係りの職員もつれて行つたら今度はその間に私は日本にその資料を作成するには日本に派遣してやらんとならぬ資料がどういふふうに入るかという事を指導したいし、どつちか係の方では、これは日本に行くといふより、どつちか向うから技術者を呼んで直接この現地を見て貰う方が、これは日本に行くより、あそこは現地は知らないから、これは得られんから、あそこから逆にこちらに呼んでもらつてそれが一番いい様な感じがありました。それじゃ呼ぶとすれば政府の方でこれを世話して頂きませんかとお願ひ致しましたらこれは建設庁辺りの役員にすると助言は出来るが実際測量してその計算を出しての技術になるかえつて役人よりは、実際にそういう請負会社で働いている、その技術者の方が良いんじゃないかと思われるところの技術者をお話でありますので今の所、もしこちらにその技術者を招へんとして調査資料準備させるにはどうしても呼ばねやならんどの会社でどういふ人にお願ひした方が良いかという所を今考へている所があります。それからその場合に係長のあの時のあの個人個人の考へかもしりません。

立初でら認めよつとて統
立最士認もつとて統
理が客は言よつとて統
ぐだ部分力助にが
すとの能う話段折
つなのそのらとこの折
もはして、1府と今
に職しして前政で今
でなく、その日何の
にい様を、とていう
1桶いらやつはととい
大きらしく、次々とい
大やかくかしてつて得
に全可にかつてつて得
なば認と張りつてつて
なは認め張りつてつて
は、そのから張りつてつて
の、始め都分良もつてつて
は、始め都分良もつてつて

議長～18番、9番議員の出席を報告します。

5番～只今の認可にならない理由についての説明でありました
が、この件で去つた理由が、財源の確保と、
付がなから、そういふふうな回答を、
そらであるといふに答へた。その認可なら
理由はおつしやつた。これは、
ない理由？

市長～財源については、金融開発公社もこれは融資のというし、
又、官費もそれについで、面出をすれば、後は、一定の間も
が、認可され、事業計画は、全額を出して、認事なり、と、
題だ、か、定、に、出、な、の、財、源、の、間、は、な、し、つ、と、
得、か、な、け、ば、出、な、の、財、源、の、間、は、な、し、つ、と、
つか、か、つ、お、の、財、源、の、間、は、な、し、つ、と、
が、その能力を求めているか、
います。

5番～私の気も、違いかどうか分かりませんが、私の気も、
しては、多分、市長だつたと思つて、前の議会でも、
らない理由は、財源の確保と、
といつたら、そうであるといふ答へを、
が、只今の答へは、間違ひありませんか。

のは、こんなに大きく一辺にぞなしにもつとすや理立て始めはそれは全部やらないという訳ではないんだが最初には部分的に認可をしてもらう様にして、その部分客土でも良いからとにかく一部やつてそして一応の能力は認められてから拡張して次々やる様うにしたらという助言もあつた訳であります。これは数日前政府との話合によつてそういう事をやつているという何で大体の段階がこことしては早く認可を得たいというので今その折衝を続けている所であります。

議長～18番、3番議員の出席を報告します。

5番～只今の認可にならない理由についての説明でありましたがこの件で去つた議会で認可にならない理由は財源のうら付がないからそういうふうにそうですかと質問したら、そうであるというふうに答弁されましたが、そうすると理由は今おつしやつた様うに變つたんですか。認可にならない理由？。

市長～財源については、金融開発公社もこれは融資のというし又弁務官もそれについては協力をするというし、一応ここが認可されて事業計画を出してすれば、後は査定の問題だから査定については完全な認可証もそれから議欠も得て来なければ出来ないのという事でありまして今ひつかかつておるのは財源の問題じやなしに要するに政府がその能力を求めるか認めないかはもつと資料が入るといふ所で引掛つている様であります。この前からそうです。

5番～私の気おく遅いかどうかわかりませんが、私の気おくとしては多分市長だつたと思います。前の議会で認可にならない理由は財源のうら付がないから認可にならないのかといつたらそうであるという答弁を得たと私は思いますが只今の答弁は間違ひありませんか。

市長～間違ひありません。前でも財政の問題で認可出来ないと程
申上りた覚えは私ありません。又事案の所今も様々な通程の
でありまして財政の方にはこれら関係会社もこれは融資の
対象になるんが返せると、それから頼むといはこれ又
工店皆さんの書類が出て来ないと検討は出来ないから
いう事でありませぬ。

5 番～市長はそういうふうにお話された事は無いというふうな
答へを私に今のお話でございませぬが、助役だつたか、
建設課長だつたか、どなたか、そういう答へされた事はい
ありませんか、私はどなたか、そういう答へを得たと思ひ
ます。但立申請に対して政府が認可しない理由は財源の
うら付がないから認可しないのかと云つたら、そうだと
いう様に答へがあつたんでございませぬ。

助役～そういう答へをした事はございませぬ。

5 番～如いのですか、建設課長は無いのですか。
それじや只今理由にならない理由として市長の説明さ
れた様な内容だとすれば、何日頃そういうふうなものが理
由になつて居るといふ事を分られたのですか、認可ならな
理由が今市長の説明にあつた内容だとすれば、それを何
時頃分られたのですか、それは？

市長～調べたら分ると思ひますが、その理由を知つたのはこの
前の臨時議会のその前でありませぬ。それで、それじやこの
の資料を作るには是非日本に派遣せよとならぬかといふ
うので予算も更正致しましたから、その前、前の臨時議
会でありませぬ。それが何日だつたか、工店調べて見な
いと分りませぬので、調べてお答えします。

市長～間違ひありません。前でも財政の問題で認可出来ないと申上た覚えは私ありません。又事実の所今の様な過程でありまして財政の方はこれは開発公社もこれは融資の対象になる貸廻せると、それから額についてはこれは又1応哲さんの書類が出て来ないと検討は出来ないからという事であります。

5 番～市長はそういうふうに答弁された事はないというふうに答弁された事はないというふうにお話でございしますが、助役だつたか、建設課長だつたか。どなたか、そういう答弁された事はありませんか。私はどなたかそういう答弁を得たと思ひます。埋立申請に対して政府が認可しない理由は財源のうら付がないから認可しないのかと云つたら、そうだという様に答弁があつたんですが。

助役～そういう答弁をした事はございません。

5 番～ないですか。建設課長はないですか。それじや只今の理由にならない理由として市長の説明された様な内容だとすれば、何日頃そういうふうなのが理由になつているという事を分られたですか。認可なら理由が今市長の説明にあつた内容だとすれば、それを何時頃分られたですか。それは？。

市長～調べたら分ると思ひますが、その理由を知つたのはこの前の臨時議会のその前であります。それで、それじやこの資料を作るには是非日本に派遣せにやならんからというので予算も更正致しましたから、その前、前の臨時会前であります。それが何日だつたかは1応調べて見ないと分りませんので、調べてからお答えします。

5 番～■日は結構です。認可ならない理由がそういうふうな内容であるという事を当局で分つたのは結局先月だったというふうに受取つてよろしいですか。

市 長～はい

5 番～認可ならないという事を分つたのは何月頃ですか。

市 長～認可ならないとはまだ分かりません。検討中だという事です。

5 番～認可はまだしなというふうな事を答弁されております。前の議会で。

市 長～政府でもまだ認可しないするはまだはつきりしない様であります。

5 番～前の議会になぜ認可ならんかと確に私は質問したんですがね。それじや一応はそういうふうな答弁だつたら、後で確めてから更に必要があれば質問いたしますが、現時点において認可ならない理由は何であるかという事は結局当局は承知してはおられる訳ですね。そうすると認可なるための、そういう条件をそろえるために努力されておるんですか、現在されておりますか。これはそうとうの計費が必要だと思ふんですが、次年度の予算更正にそういう考慮が払われておりますか。

市 長～只今の所派遣する。この前行つて話したら向こうに派遣して作るよりは、こちらへ呼んだ方が良いという助言がありましたので、一応派遣費を調査費として、向こうから招へいしたいと思つております。

10 番～新城地域の側こう及び道路の工事についてお伺いします

市 長～新城地域の道路の側こうという事になると、今地主組合

5 番～日日は結構です。認可ならない理由がそういうような内容であるという事を当局で分つたのは結局先月だつたというふうに受取つてよろしいですか。

市 長～はい

5 番～認可ならないという事を分つたのは何日頃ですか。

市 長～認可ならないとはまだ分かりません。検討中だという事です。

5 番～認可はまだしなというふうな事を答弁されております。前の議会で。

市 長～政府でもまだ認可しないするはまだはつきりしない様であります。

5 番～前の議会になぜ認可ならんかと確に私は質問したんですがね。それじや一応はそういうふうな答弁だつたら、後で確めてから更に必要があれば質問いたしますが、現時点において認可ならない理由は何であるかという事は結局当局は承知してはおられる訳ですね。そうすると認可なるための、そういう条件をそろえるために努力されておるんですか、現在されておりますか。これはそうとうの計費が必要だと思うんですが、次年度の予算更正にそういう考慮が払われておりますか。

市 長～只今の所派遣する。この前行つて話したら向こうに派遣して作るよりは、こちらへ呼んだ方が良いという助言がありましたので、一応派遣費を調査費として、向こうから招へいしたいと思つております。

10 番～新城地域の側こう及び道路の工事についてお伺いします

市 長～新城地域の道路の側こうという事になると、今地主組合

区画整理をした箇所[※]とは思いますが、そこについては
 前にも良く道を作つてくれという陳情も受[※]けず、又この
 前部署の行政懇談会でも良く話したんですが、あの地
 区は一応地主組合でその区画整理をして、そしてその費
 用についても一応は取つたと思いたすので、市としては
 最初に手を付[※]ける場合には測量や設計については市の方が
 援助もし指導もして上げるという事でやつておりましたが
 途中で何か設計、測量の誤りゆうがあつて値分取つ
 たという事も聞いておりますが、いずれにしても、あそ
 こを良くして行くには、その地主組合によつて取られた所
 の予算でもつて一応はやつて、そしてそれで出来ない様な
 箇所は是非市としても協力して上げねならんじやないか
 とこの思つております。それから前からのお話しで
 すが、特に幹線になりますという銀行のわきから新築
 のあの真中通つて学校に行く道路これは重要な路
 線でもありますし、都市計画事業の都市計画道路として
 これは政府にも認めてもらつて政府の補助事業で、こ[※]れを
 進めて行きたいと思つております。その外については、
 課長から補足説明してもらつてお願ひします。

10番～地主組合云々がありました、それはなる程でございま
 す。中にはお分りのない方もおられますので、その経過
 の過程から御説明しないと充分結論も出しにくいと思
 いますので、ちようどこの地主組合が設立した当時向こう
 が開放になつた時に地主側といつたしましては是非市の方
 で都市計画をしてもらいたい、そういうあの時は村時代
 でございまして、村として事業を行うにはそれだけ
 の法同根拠がなければいけない、その市としても法手続
 は早めにするんぞが、この手続を待てるまでには2、3年
 3、4年と相当の期間を要するから、そのままその土地を
 放つておいては感いか、地主組合の方でやつた方が良
 いんじゃないか。その變り市が法同に認可を受けた場合
 には市が引継ぐからという様な約束で一応地主組合を完
 足してああいう工事をした訳でございまして、それで今度
 は道路の問題にしても地主組合だけの負担ならばあ

区画整理をした箇所かとは思いますが、そこについては前にも良く道を作ってくれという陳情も受けますし、又この前部落の行政懇談会でも良く話したんですが、あの地域は一応地主組合でその区画整理をして、そしてその費用についても一応は取つたと思しますので、市としては最初に手を付る場合には測量や設計については市の方が援助もし指導もして上という事でやつておりましたが途中で何か設計、測量の誤りゆうがあつて随分手間取つたという事も聞いておりますが、いずれにしても、あそこを良くして行くには、その地主組合によつて取られた所の予算でもつて一応はやつて、そしてそれで出来ない様な所は是非市としても協力して上げねやならんじやないかところ思つております。それから前からの話ですが、特に幹線になりますという銀行のわきから新城のあの真中を通つて学校に行く道路はこれは重要な路線でもありますし、都市計画事業の都市計画道路としてこれは政府にも認めてもらつて政府の補助事業で、こゝを進めて行きたいところ思つております。その外については、課長から補足説明してもらふようお願いします。

10番～地主組合云々がありました。それはなる程でございます。中にはお分りのない方もおられますので、その経過の過程から御説明しないと充分結論も出しにくいと思つたので、ちょうどこの地主組合が設立した当時向こうが開放になつた時に地主側といたしましては是非市の方で都市計画をしてもらいたい、そういうあの時は村時代でございましたので、村として事業を行うにはそれだけの法的根拠がなければいけない。その市としても法手続は早めにするんぞが、この手続を得るまでには2、3年3、4年と相当の期間を要するから、そのままその土地を放つておいては愚いから、地主組合の方でやつた方が良いんじゃないか。その變り市が法的に認可を受けた場合には市が引継ぐからという様な約束で一応地主組合を充足してあゝいう工事をした訳でございます。それで今度は道路の問題にしても地主組合だけの負担ならばあゝい

う大きな道路も必要はないし又工事を簡単にやらうとそういう計画を持つておりましたが、しかしながら市当局としてこういう幹線道路の方は市の補助で道路工事をすからマスタープランに基ずいて、この道路は是非これらけの幅員を取つて設計をしてくれと、そういう地主の方で相談がありましたので、これを組合として承諾してしてああいう工事を進めた訳でございます。その件からしても、当然幹線道路におきましては、市の援助で工事をすべきものであると私は考えるのでございます。そしてすでに5ヶ年もなつておるのでございますが、1本もまだ市の援助として道路は作られておりません。そこで地主組合といたしましても、この幹線道路を工事するならばそれに附随した支線については組合として一諸に工事をやつて行くという考え方を持つておるのでございます。そこで向うの地域住民といたしましても都市として取り扱われ、相当の高額の税金も課されておるのでございませう。そういう意味合において地主もす々1回に大きな額は望んでおりませぬ。そういう意味合において30号線から出る6間道路1本それとすずらん通りから来る6間道路の1本を66年度予算に計上していただき、そうしてそれに附随する支線は地主組合で一諸に地主組合のが負担して工事請負させると、そういう考えであります。市として66年度予算にこの2本の側こう工事を計上する意志があるかどうか。その辺をお伺いしたいと思います。

市長～66年度の予算については、これから検討する所でありまして、まだこれをやるとかやらないとかという所の意志の決定はまだ出来ない状態であります。それから市としてもあの幹線を早くしたいという事はこれは前からからお話し申し上げた通り今度の場合でも突は日政援助でその道路をやろうと現地にもつれて来て新城だけで関係するもんで、3本見せたんですけれども3本とも通らなかつた訳です。それじやこなら通るかといつたら、この前申し上げた坂の中途から喜友名に向けて理由はこれは銀行から新城に向けての真中の通りは幹線の道路として認められるから通学道路でもあるし、是非これを先にしてくれんかといつたら調査官の方はあの谷間の所でこれは谷間の工事を先にしないと、これはちよつと具合悪い

と、それじや真中の線をといて今6間道路ですか。30号線。これを見てもらつたら先はどこに行くかと幹線となると先の方がまだこれは出来てないが、これを幹線と取り上げる事は不相当だと。まずそこを取り上げるには上の横線が出来てからそれに結ぶという事であれば何らけれどもまだ上の区画整理も道路も出来んから一応区画整理とあの幹線が出来てからじやなければ出来ないという状態で7月以降の予算に入れる補助事業として取り上げる事は出来なかつたと、それは前にも甲上げたがこの調査に来たのは何時かの議会の開会中に来ていましたので、そういう状況であるという事をお伝えしております。

10番～政府の補助金を対象とした場合には今はつきり政府の方がそういう答弁をなされたと。それは前にも聞いた訳でございますが、向こうの地域としては幹線の側こうはどうしても完成しない限り、それに附随した支線の側こうも出来ないのでございます。それで私が見た範囲内ではあの側こう工事もそう大した金額ではないと思います。わづかの額で側こう程度は出来ると思いますので、その額にしては自己財源においてもとろま可能な金額ではないかと思ひます。そういう意味合において是非66年度予算に考慮して載きたい。

市長～1つ検討しておきます。

議長～暫休憩いたします。(午後3時5分)

議長～再開いたします。(午後3時10分)

9番～道路関係について質問いたします。従来まで市道を認定する場合は、調査をやつて認定なされておる様で、議会で認定する様うになつておるのか。それとも又地域の要望によつて認定なされたのか、どうがいう方法でなされておるか

市長～市町村道の認定については、前議会で認定した様うであり

ますが、その間辺からの要請によつて議会で認定した様
 であり、私が何して新に認定された所は、ま
 だ私に聞いてませんが、これは各市町村と、それ
 ないで非常に困つておられる様で、それな
 承りもありませんが、これは各市町村と、それ
 もありましたが、それが又一店その方から
 道法でもつて政府の方から、これさ
 うふうにするといふが、今の処今
 話も聞いておられますが、今の処今
 周辺の要請で議会で認定したといふ

9 番～前に隣接市町村の交付金の問題と関連して是非市道を調
 査する様当な所は認定する様に、然るに調査する
 様に、御答弁だつたと思つておられますが、交付金の問題或は
 政府補助の問題と関連して市道認定した方が又市道と
 して、早急にそういう面も調査なされて認定する様に
 努力していただきたいと、このように思つておられます。

5 番～関連質問いたします。交付税算定の基礎になる所の道路
 この道路はどうか定額になつておりますか。どなたで
 も結構です。宜野湾市の市道はどの位の面積でありますか。

建設課長～道路台帳というのがありますが、今持ち合せておりま
 せんので。

5 番～只今の安里議員の要請にもありました様に、これは非常
 に重要だと私は思つております。交付税のいわゆる算定
 基礎になる道路が市道であるならば市道として認定すべ
 きだと、認定される道路は、これは早急に市道と
 して認定した方が宜野湾市に利益になると私は思うんで
 すが、当局はそれに対してどういう考え方を持つておら

ますが、その周辺からの要請によつて議会で認定した様
であります。私が何してから新に認定された所はまだ
私も覚えていませんし、又課長もその認定手続をやつて
ないというんですが、これは各市町村ともこの問題につ
いては非常に困つている様であります。それで市町村で
条例でも作らなければならんじやないかというふうな話
もありました。それが又一応その認定の方法については
道路法でもつて政府の方からこれからその方法をどうい
うふうにするというふうに審査される準備があるという
話も聞いておりますが、今の処今までやられたのはその
周辺の要請で議会で認定したというふうになつておりま
す。

9 番～前に隣接市町村の交付金の問題と関連して是非市道を調
査する様適当な所は認定する様うに自然的に調査する様
うにという質問によつて当局は調査なされるというふう
に御答弁だつたと思つておりますが、交付金の問題或は
政府補助の問題と関連して市道認定した方が又市道とし
て適当な所がまだ認定されてない様な所もありますの
で、早急にそういう面も調査なされて認定する様に努
力してもらいたいというふうに思つております。

5 番～関連質問いたします。交付税算定の基礎になる所の道路
この道路はどのような定額になつておりますか。どなたで
も結構です。宜野湾市の市道はどの位いの面積でありますか。

建設課長～道路台帳というのがありますが、今持ち合せておりま
せんので、

5 番～只今の安里議員の要望にもありました様に、これは非常
に重要だと私は思つております。交付税のいわゆる算定
基礎になる道路が市道であるならば市道として認定すべ
きだと、妥当される道路はですよ、これは早急に市道と
して認定した方が宜野湾市に利益になると私は思うんで
すが、当局はそれに対してどういう考え方を持つておら

れるか。

議長～8番、15番の出席を報告します。

市長～それは交付税を余計に持つ方が交付税の額は得やすいと多くなるという事になります。それには維持管理は又見なければいかんという事でもありますので、どうしてもこれは市道として見て市の予算で維持管理をしなければならぬ様な道路であるという事を認めるには一応の査定が必要じゃないかという事だと思っております。

3番～先きの繰り越費と関連して質問いたします。区画整理事業の説明会を各部落でやっておりますが、その場合に維持管理費において政府が3分の2、市町村が3分の1を負担するんだという様な何かプリントがありました。地主の方は約30%の提供すれば出来るという事ですが、政府の3分の2の政府並びに日政援助の3分の2という何か法的裏付があるものであるかですね。それとも単なるその3分の2位はもらえるだろうという様な検討であるのか。

市長～政府の都市計画係の話し合いです。

3番～何か文書とか、そういうものは法的裏付があるんですか

市長～こちらからこういうふうにして事業計画を出しますが、このつもりでこれだけは政府の補助、これだけは自己負担というふうに計画書を何して、あそこがこれを認定して、それでよろしいという事になればその書類が裏付になると。

3番～計画のもとに出して。

市長～向こうからそのつもりで計画を出す様にというふうな話し合いです。

れるか。

議 長～8番、15番の出席を報告します。

市 長～それは交付税を余計載くという事はたしかに道路面積、道路の長さを余計に持った方が交付税の額は得やすいと多くなるという事になります。が、それには維持管理は又見なければいかんという事でもありますので、どうしてもこれは市道として見て市の予算で維持管理をしなければならぬ様な道路であるという事を認めるには一応の査定が必要じゃないかというふうに思っております。

3 番～先きの職務費と関連して質問いたします。区画整理事業の説明会を各部落でやっておりますが、その場合に維持管理費において政府が3分の2、市町村が3分の1を負担するんだという様な何かプリントがありました。地主の方は約30%の提供すれば出来るという事ですが、政府の3分の2の政府並びに日政援助の3分の2という何か法的裏付があるものであるかですね。それとも単なるその3分の2位はもらえるだろうという様な検討であるのか。

市 長～政府の都市計画係の話合であります。

3 番～何か文書とか、そういうあれは法的裏付がある訳ですか

市 長～こちらからこういうふうにして事業計画を出しますが、このつもりでこれだけは政府の補助、これだけは自己負担というふうに計画書を伺して、あそこがこれを認定して、それでよろしいという事になればその書類が裏付になると。

3 番～計画のもとに出して。

市 長～向こうからそのつもりで計画を出す様というふうな話し合で。

3 番～それにつきましてはの繰予算とか或は政府の予算の裏付とかそういうのはメドはついておるかどうか。その額はどの位いで政府の確定した額ですね。補助額とか先きの分当額ですね。

建設課長～只今ののは事業計画を出す様になるといふ話があつて、それは国政援助に振り込む様になるといふ向こうのいい分、分ります。それでその国政援助に振り込むためには一応概算としてでも出さないとその金額が出ないという訳で概算をやつてあります。それでこの中で3分の1は市若しくは地元を含めて3分の1をもつて政府が3分の2を持つ様なつもりで、国政援助に振り込むと、こういうふうな話してあります。

3 番～第2工区がまだ着工出来てないのはこういう予算のメドがなくて着工は出来ませんか。それとも準備がまだ出来てないという訳ですか。第2工区が事業認可は12月でなつたという話して聞いておる訳ですが、まだ着工の段階じゃないという事ですがね。予算のメドがなくて着工出来ないのであるか。或は準備がまだ出来なくて着工出来てないのかですね、どつちの方ですか。

建設課長～これは思つた以上に施工規程というのがありますが、その規程が校所の方でまだ出来てなかつた訳であります。そしてその施工規程が印刷に回つてありますけれども、ちよつと遅れたために事業認可が遅れた。

3 番～我々は前から御要望申し上げておるが、一応政府の認可になるまではあらゆる外の事業をさいてでもそういう面に着手出来る様な手配をしてもらいたいと前から御要望を申し上げてあつた訳ですが、まだ出来ないという事で非常に残念に思つています。しかしながらその外にも何か認可になつていゝ所がある所があるというんですが、ありますか。区画整理事業において。

3 番～それにつきましての総予算とか或は政府の予算の裏付とかそういうのはメドはついておるかどうか。その額はどの位で政府の確定した額ですね。補助額とか先きの分担額ですね。

建設課長～只今のは事業計画を出す様にとの話があつて、それは日政援助におり込むという様な向こうのいい分であり、それでその日政援助に折り込むためには一応概算としてでも出さないとその金額が出ないという訳で概算でやつてあります。それでこの中で3分の1は市若しくは地元を含めて3分の1をもつて政府が3分の2を持つ様なつもりで、日政援助に折込むと、こういうふうな話してあります。

3 番～第2工区がまだ着工出来てないのはこういう予算のメドがなくて着工は出来ないんですか。それとも準備がまだ出来てないという訳ですか。第2工区が事業認可は12月でなつたという話しは聞いておる訳ですが、まだ着工の段階じゃないという事ですがね。予算のメドがなくて着工出来ないのか。或は準備がまだ出来てなくて着工出来ないのかですね、どっちの方ですか。

建設課長～これは思つた以上に施工規程というのがありますが、その規程が役所の方でまだ出来てなかつた訳であります。そしてその施工規程が印刷に回つてありますけれども、ちよつと遅れたために事業認可が遅れた。

3 番～我々は前から御要望申し上げておるが、一応政府の認可なるまではあらゆる外の事業をさいてでもそういう面にとつ組んでもらつて、認可後はすぐ着工出来て事業に着手出来る様な手配をしてもらいたいと前から御要望を申し上げてあつた訳ですが、まだ出来ないという事で非常に残念に思つています。しかしながらその外にも何か認可になつている所がある所があるというんですが、ありますか。区画整理事業において。

建設課長～今の3箇所であります。

3 番～3箇所はどこどこか、それは何時認可なつたか、それをお聞かせ願います。

建設課長～あれは施工命令であります。これは普通の場合は区画整理をする場合一応原本のものと違ひましてりゆきゆう法では命令施工という事になつている限であります。それでどうしても命令を受けなければ施工出来ないと、自発的な事業という事はあの条文からは出てこない訳であります。

3 番～結局認可というのはどういうのはどういう段階ですか。今事業認可の段階じゃないかという訳ですか。この施工命令というのはどういうことか。

建設課長～施工命令というのはやつてよろしいという事です。

3 番～事業認可とはどう違いますか。

建設課長～事業認可とはこういうふうによつてよろしいという事でもあります。方法の問題であります。

3 番～しかし着工してよろしいというのと事業してよろしいというのは、どう違いますか。

建設課長～これはですね同じ宜野湾市でもいいますと区画整理をする必要があるかどうかという問題があつて始めは施工してよろしいという事でもあります。それから2番目の場合は事業はこうこうしてやつてよろしいという事業の認可であります。

3 番～それにつきまして書類上施工命令というのと事業計画認可というのと、書類上区分がありますか。この部分は施工命令の申請、この事業認可の申請という様な別個の申請であるのか、その事業認可申請の中に含まれての諸部

建設課長～今の3箇所であります。

3 番～3箇所はどこどこか。それは何時認可なつたか。それをお聞かせ願います。

建設課長～あれは施工命令であります。これは普通の場合は区画整理をする場合一応日本のものと違ひましてりゆきゆう法では命令施工という事になつている訳であります。それでどうしても命令を受けなければ施工出来ないと、自発的な事業という事はあの条文からは出てこない訳であります。

3 番～結局認可というのはどういうのどういう段階ですか。今事業認可の段階じゃないかという訳ですか。この施工命令というのはどういうことか。

建設課長～施工命令というのはやつてよろしいという事です。

3 番～事業認可とはどう違いますか。

建設課長～事業認可とはこういうふうにやつてよろしいという事です。方法の問題であります。

3 番～しかし着工してよろしいというのと事業してよろしいというのは、どう違いますか。

建設課長～これはですね同じ宜野湾市でもいいますと区画整理をする必要があるかどうかという問題があつて始めは施工してよろしいという事です。それから2番目の場合は事業はこうこうしてやつてよろしいという事業の認可であります。

3 番～それにつきまして書類上施工命令というのと事業計画認可というのと、書類上区分がありますか。この部分は施工命令の申請。この事業認可の申請という様な別個の申請であるのか、その事業認可申請の中に含まれての諸部

分約の認可であるのかですね。

建設課長～施工命令を受けてから事業認可はもらえる訳であります。

3 番～申請書類の分野は。

建設課長～別になつております。

3 番～この施工命令認可ですか。認可申請というのと内容においては、どういふ申請の内容であるか。その事業認可申請を出す書類と施工命令を、この認可を受ける書類と内容においてどう違うかですね。計画内容においてどの位の敷地があれば命令を受けてすぐ事業計画の申請書を出せるあれが来るか、それとも同時にこれは申請出来るものであるか。どうかですね。

建設課長～事業の認可の場合は予算が伴う訳でございます。それから施工命令の場合は予算は伴わなくてその地域が実際に区画整理する必要があるかどうかの資料を付ける訳です。

3 番～施工命令というのは始めて聞いておる名前ですがね。それは前からそういうのがあつた訳ですか。これは何法にあるのか。

建設課長～都市計画法の中にあります。

3 番～沖城では都市計画法を施工されておりますか。じやその段階におきまして今2箇所施工命令が来たという訳ですが、どこどこが来たかですね。そこにおいて当局といたしまして、これは地元の協力がなかつたら或は地主の協力がなかつたらいけないが、一応そういう段階まで来て協力をお願い或は地元人とか或は小作人とかいろいろなそうとうの問題が着工まであると思ひますが、そういう手配、そういう面の方法をやつた事があるかどうかです。

分的の認可であるのかですね。

建設課長～施工命令を受けてから事業認可はもらえる訳ではありません。

3 番～申請書類の分野は。

建設課長～別になつております。

3 番～この施工命令認可ですか。認可申請というのと内容においては、どういふ申請の内容であるか。その事業認可申請を出す書類と施工命令を、この認可を受ける書類と内容においてどう違うかですね。計画内容においてどの位の日数があれば命令を受けてすぐ事業計画の申請書を出せるあれが助来るか、それとも同時にこれは申請出来るものであるか。どうかですね。

建設課長～事業の認可の場合は予算が伴う訳でございます。それから施工命令の場合は予算は伴わなくてその地域が実際に区画整理する必要があるかどうかの資料を付ける訳です。

3 番～施工命令というのは始めて聞いておる名前ですがね。それは前からそういうのがあつた訳ですか。これは何法にあるのか。

建設課長～都市計画法の中にあります。

3 番～沖繩では都市計画法を施工されておりますか。じやその段階におきまして今2箇所施工命令が来たという訳ですが、どこどこが来たかですね。そこにおいて当局といたしまして、これは地元の協力がなかつたら或は地主の協力がなかつたらいけないが、一応そういう段階まで来て協力のお願い或は地元人とか或は小作人とかいろいろなそうとうの問題が着工まであると思いますが、そういう手配、そういう面の方法でやつた事があるかどうかです

ね。只單なる区画整理事業の説明会は聞いた事はありますが、そういう面でやられた事があるかどうか。

建設課長～事業の認可の書類は政府から各地主の縦覧というのが法的にもありますので、その縦覧期間が今回その縦覧期間において地主の方、関係地主の方々が見て書いてそれで縦覧に異議がないという事であれば、そのまま事業認可に申請される。

3 番～先程市長さんは事業計画を出して政府が認可すれば自動的にそれだけ政府が負担するんだという様な事でおのずから、それだけ予算獲得という事は出来ていると思いますが、後の3分の1の財源ということで、課長さん今の予算という事をいつたのか。

建設課長～これは一括したもんであります。

3 番～それはその予算獲得の方は年度開始でなかつたら出来んぞんであるか、或は途中でもこれは何かの財源がそこに見出せる財源があるかどうかですね。

議長～4番議員の出席を報告します。

建設課長～財源は普通今までの方式で行きますと、これにたずさわる人件費そういうものと、それから事業費目がありますけれども、これは又一般財源からの繰り入れ、それから重機類の賃借料を予算化いたしまして、それを1つにして3分の1というふうな何んであります。

3 番～認可されたのはどこどこですか、後2箇所は

建設課長～普天間の前すじ原ですね。

3 番～これは2工区ですね。

ね。只単なる区画整理事業の説明会は聞いた事はありませんが、そういう面でやられた事があるかどうか。

建設課長～事業の認可の書類は政府から各地主の縦覧というのが法的にもありますので、その縦覧期間が今回その縦覧期間において地主の方。関係地主の方々が見て載いてそれで縦覧に異議がないという事であれば、そのまま事業認可に申請される。

3 番～先程市長さんは事業計画を出して政府が認可すれば自動的にそれら政府が負担するんだという様な事でおのずから、それらは予算獲得という事は出来ていると思いますが、後の3分の1の財源ということで、課長さん今の予算という事をいつたのか。

建設課長～これは一括したもんであります。

3 番～それはその予算獲得の方は年度頭初でなかつたら出来んぞんであるか。或は途中でもこれは何かの財源がそこに見出せる財源があるかどうかですね。

議長～4番議員の出席を報告します。

建設課長～財源は普通今までの方式で行きますと、これにたずさわる人権費そういうものと、それから事業費目がありますけれども、これは又一般財源からの繰り入れ、それから重機類の使用料を予算化いたしまして、それを1つにして3分の1というふうな何んであります。

3 番～認可されたのはどこどこですか。後2箇所は

建設課長～普天間の前すじ原ですね。

3 番～これは2工区ですね。

建設課長～大謝名，真志喜ですね．それが1つそれから宇地泊と
この3箇所が別個の形で命令施工を受けています．

議長～暫休憩いたします．（午後3時25分）

建設課長～大謝名，真志喜ですね．それが1つそれから宇地泊と
この3箇所が別個の形で命令施工を受けています．

課長～暫休憩いたします．（午後3時25分）

9

市

9

市

昭和三十四年

宇地浦一帯の区域が日英援助による援助でこの資金でその費用の3分の2を政府が負担し、3分の1を市が負担して市の負担

その結果として、この地域の通関手等の職を、市が担うこととなり、その結果として、地域の活性化に寄与することとなる。また、地域の活性化に寄与することとなる。また、地域の活性化に寄与することとなる。

この結果として、この地域の通関手等の職を、市が担うこととなり、その結果として、地域の活性化に寄与することとなる。また、地域の活性化に寄与することとなる。また、地域の活性化に寄与することとなる。

この結果として、この地域の通関手等の職を、市が担うこととなり、その結果として、地域の活性化に寄与することとなる。また、地域の活性化に寄与することとなる。また、地域の活性化に寄与することとなる。

この結果として、この地域の通関手等の職を、市が担うこととなり、その結果として、地域の活性化に寄与することとなる。また、地域の活性化に寄与することとなる。また、地域の活性化に寄与することとなる。

この結果として、この地域の通関手等の職を、市が担うこととなり、その結果として、地域の活性化に寄与することとなる。また、地域の活性化に寄与することとなる。また、地域の活性化に寄与することとなる。

宇治港一帯の区域が日額援助による援助でこの資金でその費用の3分の2を政府が負担し、3分の1を市が負担して市の負担

議 長～再開致します。(午後2時10分)

議 長～次は一般質問に入ります。

議 長～9番の安里議員にお願い致します。

9 番～ご質問致します。1964年の6月議会において議決になつた市有財産処分はどの様になつておるかお伺い致します。

市 長～お答え致します。前に市有財産の処分についてお伺い致しましたが、市として旧霧敷の小学校の敷地の方を何とかしてこれを処分した方が良いところ思つて只今の所その処分を研究している所であります。

9 番～大体の何んと云いますか、検討なされて何員頃にこれが検討が終つて処分する見込みについて、

市 長～どういふふうに分した方が良いという事が決つたならばすぐこれに移したいと思つてますが今の所その大体の目録というのはまだ検討は付けておりません。

9 番～関係者の方では、これは議会で議決なつたので執行部で処理出来るんだと思つて皆な喜んでおりますが、処分の時期についてはまだ検討がなされてない様でありますので極力早めにと検討なさつて処分させる様を要望致します。区画整理事業の見直しについてお伺い致します。全地域における区画整理事業の大体のめどについてご説明願います。

市 長～区画整理については、政府と一応話を進めてまずこの4～5ヶ年間の計画を出しておりますが、場合によつては或は平行してよそのそれについていつしよに出て整理の事業にかかる所も出て来るかとは思つてますが只今政府との話合のついている所は普天園の前すじ原の区域とそれら

費のふり金費のこう世資のよの世資日世区の第一節政宅用
の市にJ駐員市をIの代に、J駐員を別所をSの代にの用
駐員

議長～再開致します。(午後2時10分)

議長～次は一般質問に入ります。

議長～9番の安里議員にお願い致します。

9番～ご質問致します。1964年の6月議会において議決になった市有財産処分はどの様になつておるかお伺い致します。

市長～お答え致します。前に市有財産の処分についてお伺い致しましたが、市として旧鼎数の小学校の敷地の方を何とかしてこれを処分した方が良いところ思つて只今の所その処分を研究している所であります。

9番～大体の何んと云いますか。検討なされて何日頃にこれが検討が終つて処分する見込みについて。

市長～どういふふうに処分した方が良いという事が決つたならばすぐこれに移したいと思ひますが今の所その大体の日時というのはまだ検討は付けておりません。

9番～関係者の方では、これは議会で議決なつたので執行部で処理出来るんだと思つて皆な喜んでおりますが、処分の時期についてはまだ検討がなされてない様でありますので極力早めにご検討なさつて処分させる様を要望致します。区画整理事業の見透しについてお伺い致します。全地域における区画整理事業の大体のめどについてご説明願ひます。

市長～区画整理については、政府と一応話合を進めてまずこの4～5ヶ年間の計画を出しておりますが、場合によつては或は平行してよそのそれによつて出で整理の事業にかかる所も出て来るかとは思ひますが只今政府との話合のついている所は普天間の前すじ原の区域とそれから

議長～再開致します。(午後3時7分)

5 番～先程の質疑と関連してお伺い致します。先の課長の説明は聞いてわかる様な分らない様な何かくもをつかんだ様な感じでありますから分るまで聞きたいと思います。区画整理事業に対する認可申請これはどれが先ですか。施行命令の交付申請が先ですか。

建設課長～区画整理の施行命令の方が先にされております。

5 番～施行命令の交付申請が先、そして事業計画の認可申請は後ですか。

建設課長～そうであります。2番目になります。

5 番～それでは区画整理事業そのものに、そのものにです。本市が着工するのは更に政府と何らかの手続きが残されておりますか、必要な手続は全部完了した事になっておりますか、認可なつた地区だけです、認可なつた地区だけ。

建設課長～事業認可申請が残っております。

5 番～事業認可申請がいわゆる先の普天間の1部、それから大副名地域1帯ですね、そこは施行命令は来ている訳ですね、そうすると実際に手を着ける事業そのものに手をつけるには後認可申請ですか、事業認可の申請これ1つが残されている訳ですか。

建設課長～そうであります。

5 番～それは何月頃大体申請そのものは出してありますか、申請そのものは出してありますか。

建設課長～申請はまだであります。

議 長～再開致します。(午後3時27分)

5 番～先程の質疑と関連してお伺い致します。先の課長の説明は聞いてわかる様な分からない様な向かくもをつかんだ様な感じでありますから分るまで聞きたいと思います。区画整理事業に対する認可申請これはどれが先ですか。施行命令の交付申請が先ですか。

建設課長～区画整理の施行命令の方が先にされております。

5 番～施行命令の交付申請が先。そして事業計画の認可申請は後ですか。

建設課長～そうであります。2番目になります。

5 番～それでは区画整理事業そのものに、そのものにですよ。△市が着工するには更に政府と何らかの手続きが残されておりますか。必要な手続き全部完了した事になっておりますか。認可なつた地区だけです。認可なつた地区だけ。

建設課長～事業認可申請が残っております。

5 番～事業認可申請がいわゆる先の普天間の1部、それから大謝名地域1帯ですね、そこは施行命令は来ている訳ですね。そうすると実際に手を着ける事業そのものに手を付けるには後認可申請ですか。事業認可の申請これ1つが残されている訳ですか。

建設課長～そうであります。

5 番～それは何日頃大体申請そのものは出してありますか。申請そのものは出してありますか。

建設課長～申請はまだであります。

5 番～何月頃出来ますか、

建設課長～これは大体でござりますが、前すじ原の方は4月の中旬には出せるんじゃないかと見ております、

5 番～他の地区は？、

建設課長～他の地区はそれよりも2ヶ月位遅れるんじゃないかと見ております、

5 番～結局前すじ原一帯は大体4月頃ですか、他の地区は2ヶ月遅れて5月頃ですか、貴方々のそういう過去におけるその都計に關する計画は予定通り出来ない事は私の認識として一度もありません、いつも遅れております、そこでこれもそのまま通りは私は聞きたくありません、大体2～3か月は遅れるだろうというふうに私は受取つておきますが、念を確かめるために今の4月頃または6月頃というものは充分なそれまで申請手続が出来たかどうか又その時になつてからこういう理由があつて遅れましたでは市民が納得しない訳です、いわゆるこの議会の場で質問された場合だまつてはいけなからたにかと答弁しなくちやいけないからというだけで答弁していたんじゃないかと思ふんですが、と申しますのはこれはこういう問題に關連して、時々各議員から発言がありますが、都計事業そのものが認可されて法的効力を発生している現時点においては、所有者は制限を受けておる訳です、制限です、いわゆる所有権そのものに対するいわゆる使用権そのものに対する拘束を受けている訳です、拘束を受けている事実というのは、既定方針通り貴方々が当局が事業を進めて行かなければ遅れたら遅れるだけそれだけ束縛される期間が長くなる訳です、ですからいつたん計画を立てた場合には何がなんでもいよいよ真に止むを得ない理由が発生しない限りそのまま実行つくしてもらいたいと思ふんですが、どう思ひますか、当局は？、

5 番～何日頃出来ますか。

建設課長～これは大体でございますが、前すじ原の方は4月の中旬には出せるんじゃないかと見ております。

5 番～他の地区は？。

建設課長～他の地区はそれよりも2ヶ月位遅れるんじゃないかと見ております。

5 番～結局前すじ原一帯は大体4月頃ですか。他の地区は2ヶ月遅れて5月頃ですね。貴方々のそういう過去におけるその都計に関する計画は予定通り出来ない事は私の記おおくでは一度もありません。いつも遅れております。そこでこれもそのまま顔面通りは私は聞きたくありません。大体2～3か月は遅れるだろうというふうに私は受取つておきますが、念を確かめるために今の4月頃或は6月頃というのは充分、それまで申請手続が出来そうですか又その時になつてからこういう理由があつて遅れましたでは市民が納得しない訳です。いわゆるこの議会の場で質問された場合だまつてはいけないからなにかと答弁しなくちやいけないからというだけで答弁していたんじゃないかと思ふんですが、と申しますのはこれはこういう問題に関連して、時々各議員から発言がありますが、都計事業そのものが認可されて法的効力を発生している現時点においては、所有者は制限を受けておる訳です。制限ですね、いわゆる所有権そのものに対するいわゆる使用権そのものに対するく束を受けている訳です。く束を受けている事実というのは、既定方針通り貴方々が当局が事業進めて行かなければ遅れたら遅れるだけそれだけ束される期間が長くなる訳です。ですからいつたん計画を立てた場合には何がなんでもいわゆる真に止むを得ない理由が発生しない限りそのまま実行につくしてもらいたいと思ふんですが、どう思いますか。当局は？。

建設課長～1応今の点充分検討致しまして努力したいというふう
に考えております。

5 番～検討じやなくて今の4月頃に認可申請を出す他の地区は
は2ヶ月位遅れてなすというふうなそういうふうな予定
を立てて作業を進めておられるでしょう、ですからそれ
は大体100パーセント出来ると思つて良いですか、私
自身はこれは額面通りは受取れないですがね、貴方自信
としては充分やつて行けそうな事ですか、後で又？

建設課長～予定でありますのでそれに近づける様に努力はしますが
が場合によつて多少は遅れると思ひます。

5 番～もも論これは予期しないですわ、いわゆる予期してな
つた理由の発生ということこれは充分考へられなす、
考へられるんですが、そういった様な現在予想されな
様な色んな事柄が発生しなかつた場合発生しなかつた場
合には出来る訳ですわ、大体、

建設課長～大体出来る予定であります。

5 番～それではもし4月に出して更に他の地区は6月に認可申
請を出した場合にはどの位の期間を以て認可出来る
予想しておりますか、それは今出せば認可出来る
という問題じやないでしょう、政府で検討した
るんですから、

建設課長～政府とは前から調整はしてある訳でありますので、

5 番～結局手続だけが遅れたという訳ですか、形式的な手続だ
けが残つていゝという事ですか、

建設課長～それも政府の色んな都合がなければ1ヶ月位いはい
かんかというふうに見通しを著けております。

建設課長～1応今の点充分検討致しまして努力したいというふうに考えております。

5 番～検討じゃなくて今の4月頃に認可申請を出す他の地区は2ヶ月位遅れてなすというふうなそういうふうな予定を立てて作業を進めておられるでしょう。ですからそれは大体100%セント出来ると思つて良いですか。私自身はこれは額面通りは受取れないですがね、貴方自信としては充分やつて行けそうな事ですか。後で又？。

建設課長～予定でありますのでそれに近づける様に努力はしますが場合によつて多少は遅れると思ひます。

5 番～もち論これは予期しないですね、いわゆる予期してなかつた理由の発生ということはこれは充分考えられます。考えられるんですが、そういった様な現在予想されない様な色々な事情が発生しなかつた場合発生しなかつた場合には出来る訳ですね。大体。

建設課長～大体出来る予定であります。

5 番～それではもし4月に出して更に他の地区は6月に認可申請を出した場合にどの位の期間を以つて認可なるという予想しておりますか。それは今日出せば明日認可するという問題じゃないでしょう。政府で検討した後認可されるんですから。

建設課長～政府とは前々から調整はしてある訳でありますので。

5 番～結局手続だけが遅れたという訳ですか。形式的な手続だけが残つているという事ですか。

建設課長～それも政府の色々な都合がなければ1ヶ月位いではいかんかというふうに見通しを着けております。

5 番～大体認可申請を提出してから認可なるまでに当局としては1ヶ月位は予想しておられる訳ですね、はい分りました、今答弁された事は1つお忘れにならな~~い~~いで止むを得ない事情が発生しない限りはとにかくとめてその様にやつてもらいたい事を希望しておきます、期待しておきますから、

9 番～関連して区画整理の問題についてちよつと忘れておりましたのでお伺いします、大瀬名と真栄原の間に道路上に家を建てておられますが、あの道路に代る方法を考えられて認可されたいと思っておりますが、大体道路は考えておられますか、

建設課長～真栄原の方に建築しておるのが道路上になつて居りますが、ちよつと~~早~~そつくり道路にかかるとは少し残つておる状態でありますが、あれは現地も調査しつてそれで大体換地の位置がどの辺に來るといふ事はつけてあります、それでその地主の方にも色々その内容を説明致しましてそれで換地のその位置も大体副得していきなるといふ状態でも、その上で建築はさせたいんですが、我々としても、実際の道路をあれ以上道路が大きくなるという事は考えられないと思っております、それで換地しても支障はないという所から本人の了解を得てやつてはあります、

9 番～地主との場合はそれで良いはずですが、云えば農道の上りに今の所家を建ててありますのでその奥の方にも家があると思はれますが、それに対する測量をなされて許可されたいと思はれますが、その前の方にもずつと道路上に家は立つて行きよる限ですが、あれに代る道路は市で緊急処置なされるつもりではおりませんか、

建設課長～考えております、それから軍道からの入口もですね、ちよつと農道がそこはありますので、あれはそのまま設

5 番～大体認可申請を提出してから認可なるまでに当局としては1ヶ月位は予想しておられる訳ですね。
はい分かりました。今答弁された事は1つお忘れにならないで止むを得ない事情が発生しない限りはとにかくつとめてその様にやつてもらいたい事を希望しておきます。期待しておきますから。

9 番～関連して区画整理の問題についてちよつと忘れておりましたのでお伺いします。大謝名と真栄原の間に道路上に家を作っておりますが、あの道路に代る方法を考えられて認可されたいと思いつつありますが、大体道路は考えておられますか。

建設課長～真栄原の方に建築しておるのが道路上になつて居りますが、ちょうど1 所つくり道路にかかりはじに少し残つておる状態ではありますが、あれは現地も調査致しましてそれで大体換地の位置がどの辺に来るといふ用途はつけてあります。それでその地主の方にも色々その内容を説明致しましてそれで換地のその位置も大体納得しているという状態で、その上で建築はさせてありますが、我々としましても、実際の道路をあれ以上道路が大きくなるという事は考えられないと思ひます。それで換地しても文障はないという所から本人の了解を得てやつてはあります。

9 番～地主との場合はそれで良いはずですが、云えば農道の上に今の所家を立てありますのでその奥の方にも家がありますのでそれに対する測量をなされて許可されたいと思ひますが、その前の方にもずつと道路上に家は立つて行きよる訳ですが、あれに代る道路は市で応急処置なされるつもりではおりませんか。

建設課長～考えております。それから軍道からの入口もですね。ちょうど県道がそこはありますので、あれはそのまま設

取して区画整理が道路が出来るまでは使える様になると
云うふうに考へております。

9 番～その地域の外人であります。結局自分の借りている住宅を買つてあるかも知りませんが、この道路区画整理は何月頃出来るかといふ事に市役所に行つて聞きたい。10年後には出来ると云う事を市役所で話されたといふ。外人は云つておつた訳ですが、今後の区画整理を進める上において来るはりつばな区画整理の後には市民にこれだけプラスになると思ひますが、10年後方々になりまといふに云つた場合、果して地主の方々がそれだけ力が得られるかといふに考へられますが、そういう考へで当局が考へておつた場合には圓と思ひますが、そしておつた事でもありませんか、外人から尋ねて来て何月頃区画整理は出来るんだといふに尋ねた所10年後には出来るでしょうなといふたといふこととで外人その者が津島の人の考へが分らないといふに云つた訳ですが、

建設課長～これは現場の係の人にも良く話しておりますが、一応必ず道路側が満が出来るといふものじやなくしてお互いが道路を作るんだといふ考へでその部分を早く使える様な状態であるといふ意味から説明する様にはしてありますが、何かアメリカ人で言葉も分らんでちよつと誤つたんじゃないかと思ひます。以後その点注意せよから。

3 番～もう1件お聞きしますが、第2工区の方はあらゆる計画或は申請それも全部終つて着工の段階であるかどうか、法的認可も済んで着工する段階であるかどうか、どうなつておりますか。

建設課長～まだ事業認可の手続の段階であります。

取して区画整理が道路が出来るまでは使える様にすると
云うふうに考へております。

9 番～その地域の外人であります。結局自分の借りている住宅を買つてあるかも知りませんが、この道路区画整理は何頃出来るだろうかというふうに市役所に行つて聞いた所10年後に出来ると云う事を市役所で話されたといふふうに外人は云つておつた訳ですが、今後区画整理を進める上において将来はりつばな区画整理の後には市民にこれだけプラスになると思ひますが、10年後になりますといふふうに云われた場合に果して地主の方々がそれだけ協力が得られるかといふふうに考へられますが、そういうふうな考へで当局が考へておつた場合には困ると思ひますが、そうおつしやつた事でもありませんか。外人から尋ねて来て何頃区画整理は出来るんだといふふうに尋ねた所10年後には出来るでしようなあと云つたといふことで外人その者が沖繩の人の考へが分らんといふふうにわらつておつた訳ですがそういう事実ありませんか。

建設課長～これは現場の係の人にも良く話しておりますが、一応必ず道路側溝が出来るといふものじやなくしてお互いが道路を作るんだという考へでその部分を早く使える様な状態であるという意味から説明する様に話しておりますが、何かアメリカ人で言葉も分らんでちよつと誤つたんじゃないかと思ひます。以後その点注意させますから。

3 番～もう1件お聞きしますが、第2工区の方はあらゆる計画或は申請それも全部終つて着工の段階であるかどうか。法的認可も済んで着工する段階であるかどうか。どうなつておりますか。

建設課長～まだ事業認可の手續の段階であります。

3 番～事業認可はまだですか、今どこまで来ておりますか。

建設課長～今施行命令の手続きをしています、実施設計の準備を進めておる訳であります。

3 番～ごつちは何月頃着工出来る見通しですか、先々程のあれには1ヶ月位という様なあれがあつたんですが書類を出せば、

議 長～暫休憩致します。(午後3時40分)

議 長～再開致します。(午後3時41分)

建設課長～事業認可が出来てから実際に事業として着工する訳であります。事業認可がおりてからすぐと云つてもこれは事務的な色んな手続きを得てそれから本格的な事業という内容に入る訳であります。工事とは区別が違ふ訳であります。

3 番～事業認可において事務手続はどういうのが残つておりますか、残るのは、

建設課長～要実施設計の手続きをするということであります。

3 番～これはすでに出来上つておるんじゃないですか、まだですか、

建設課長～これは大体、

3 番～認可を得てからそれを計画をやる訳じゃないでしょうな、事業認可を得てから又実施設計とかそういうものに取り組む訳じゃないでしょうか、それまでにはちやんと解取出来る訳でしょうな、この問題は？

3 番～事業認可はまだですか、今どこまで来ておりますか。

建設課長～今施行命令の手続きをしています。実施設計の準備を進めておる訳であります。

3 番～こつちは何日頃着工出来る見通しですか。先き程のあれには1ヶ月位という様なあれがあつたんですが書類を出せば。

議長～暫休憩致します。(午後3時40分)

議長～再開致します。(午後3時41分)

建設課長～事業認可が出来てから実際に事業として着工する訳であります。事業認可がおりてからすくと云つてもこれは事務的な色んな手続きを得てそれから本格的な事業という内容に入る訳であります。工事とは区別が違ふ訳であります。

3 番～事業認可において事務手続はどうなのが残つておりますが、残るのは。

建設課長～要実施設計の手続きをするということであります。

3 番～これはすでに出来上つておるんじゃないですか、まだですか。

建設課長～これは大体。

3 番～認可を得てからそれを計画をやる訳じゃないでしょうな。事業認可を得てから又実施設計とかそういうものに取り組む訳じゃないでしょうか、それまでにはちやんと解放出来る訳でしょうな。この問題は？。

建設課長～今度は工事の計画がはいつて来るという訳です。

3 番～問題は、私が今それを聞くのは1番問題である地主の協力態勢がどうなっているかというのを聞きたいために事務的問題は残された問題何があるかという事ですが、その地主に対しての協力面はどの位に進んでいるかです。それにおいて地主としては、この認識はどの位持っているのか、区画整理事業に対して、それで協力態勢であるかどうか、それを聞かせてもらいます。

建設課長～地元の方は非常に区画整理を早くしてもらいたいという要請は地主を色々な建設関係で来られる方々から良く聞いておりますが、これについてどうしてもらいたいという積極的な事は聞いていない訳であります。と云うのは早くしてもらいたいと云う事はある様であります。

3 番～これ地主のいちいち承諾が要る訳ではありませんか、承諾の段階には大体来ているんじゃないでしょうか。

建設課長～承諾はいらないと云っていますが、

3 番～承諾はいらないですぐ施行出来る訳です。

建設課長～これは命令施行でありますので行政庁が直接やる訳です。

3 番～その場合にももし地主の反対が要望がある程度する場合にはそれでもやつぱり施行実施されるおつもりですか、そこまでに充分なる趣旨説明がなされれば、そういう事はないと思えますが、

建設課長～これには、そうとう後所の方も結束してこれから行かなければいかないと思いますが、地主の方にも中には、色々事情があつて拒む方もおられると思えますけれどもしかし、その点も後所としまして何回かは部落の方でそ

建設課長～今度は工事の計画がはいつて来るという訳です。

3 番～問題は、私が今それを聞くのは1番問題である地主の協力態勢がどうなっているかというのを聞きたいために事務的問題は残された問題何があるかという事ですが、その地主に対しての協力面はその位に進んでいるかですねそれにおいて地主としては、この認識はどの位持っているのか、区画整理事業に対して、それで協力態勢であるかどうか、それを聞かせてもらいます。

建設課長～地元の方は非常に区画整理を早くしてもらいたいという要望は地主を色々な建設関係で来られる方々から良く聞いておりますが、これについてどうしてもらいたいという積極的な事は聞いていない訳であります。と云うのは早くしてもらいたいと云う事はある様であります。

3 番～これ地主のいちいち承諾が要る訳ではありませんか。承諾の段階には大体来ているんじゃないでしょうか。

建設課長～承諾はいらないと云つていますが、

3 番～承諾はいらないですや施行出来る訳ですね。

建設課長～これは命令施行でありますので行政庁が直接やる訳であります。

3 番～その場合にももし地主の反対が要望がある程度する場合にはそれでもやつぱり施行実施されるおつもりですか。そこまでに充分なる趣旨説明がなされれば、そういう事はないと思いますが、

建設課長～これには、そうとう役所の方も結束してこれから行かなければいかないと願いますが、地主の方にも中には、色々事情があつて拒む方もおられると願いますがけれどもしかし、その点も役所としまして何日かは部落の方でそ

ういつたものを特に努力したいと思っております。

議 長～暫休憩致します。(午後4時7分)

議 長～再開致します。(午後4時10分)

3 番～私この前の1號質問で1つ残っているのがありますのでやりたいと思っておりますが、その前にもう1件だけ済んだ事ではありますが、市当局から~~当局~~見解を聞きたいと思っております。また部落の軍用地内に設置しているものの接収に關して文書がまいつている様で今月いつばいに接収する様に文書が市を通つて来ておるが、市としてどういふ対策を立てられたか、それについてお答え願います。

市 長～軍用地内の何でありますか。

3 番～施設が立っているのを今月いつばいに撤去する様にとりう様な文書がまいつて、市から返つて来ている様であります。それについて市はどのような対策を立てられたかです。

市 長～例の水源地問題におきまして、その後折衝は那覇市の水源地問題におきまして、その後折衝は那覇市のおるかです。我々これは5ヶ年前からの懸案問題たびたび市長に対して議会としても或は特別委員会を作つても調査してもらつたし、又地主の方からもそうとうの資料を集めて折衝してもらつた。宜那覇市が委員を挙げてもらえれば我々もそれに応ずるといふ態勢は充つておる。今になつてもこれは委員も挙げられんといふのはどこに理由があるか、そこをお聞かせ願いたいと思つております。

市 長～那覇の水源地の問題で地主が被害をこう言つておるからその調査をして、折衝してくれといふ、議会からの話し

ういつたものを特に努力したいと思っております。

議長～暫休憩致します。(午後4時7分)

議長～再開致します。(午後4時10分)

3 番～私この前の1設質問で1つ残っているのがありますのでやりたいと思っておりますが、その前にもう1件だけ済んだ事ではありますが、市当局から当局から見解を聞きたいと思っております。1月部落の軍用地内に設置しているものの接収に関して文書がまいつている様で今日いつばいに接収する様に文書が市を通つて来ておるが、市としてどういう対策を立てられたかですね、それについてお答え願います。

市長～軍用地内の何でありますか。

3 番～施設が立っているのを今月いつばいに撤去する様という様な文書がまいつて、市から回つて来ている様であります。それについて市はどのような対策を立てられたかですね。

3 例の水源地問題におきましてその後那覇市の水源地問題におきまして、その後の折衝はどうなつておるかですね。我々これは5ヶ年前からの懸案問題でたびたび市長に対して議会としても或は特別委員会を作つても調査はし、又地主の方からもそうとうの資料を集めて折衝してもらつた様である訳であります。那覇市としても、宜野湾市が委員を挙げてもらえば我々も、それに応ずるといふ態勢は充分持っているという様な事も我々は3ヶ年前から聞いておると、今になつてもこれは委員も挙げられんといふのはどこに理由があるか。そこをお聞かせ願いたいと思っております。

市長～那覇の水源地の問題で地主が被害をこうむつているからその調査をして、折衝してくれという、議会からの話し

もありましたので、一応その資料は、アンケート式に調査をして市としてはまとめてはあります。それで那覇市に対しては、こういう何があるから、これを善処してもらう様にと、今までの何べんかずつ水道課長が奥里氏の頃から話しておりましたが、ちょうど奥里氏と国吉氏の代る場合に近い内に向こうでもその委員会を作つて話し合に望むからという事ではありますが、一向にその話合に来て頂かないので、更に那覇市から今度水道の送水管の配管換えの問題が向こうの助役始め水道課の人々が来たので、皆さんは前に宜野湾市との問題で未解決の問題があるので今後送水管の配管の工事を更ある場合には前のものも一応整理して後じやないという私連地主への懇談もむつかしいんですが、といつたらそういう事もそれじや早めにさせますからという事ですが、この前の1般質問にも私3番議員に申し上げたいと思うのは、どうしてもこれを進めるにはもし補償があるんなら補償を獲得する期成会なんかを作つても、その人々に応援は出来るんだが、市長自体がこれを請求して取るのではないので今までの様に市から只申し入れただけでは、いつころにはかどらないんじゃないかと、こう思つて、いつころか1つ進めて、その同じ事をどうしている人々がいつよになつて、1つこれを推進して頂く様にしないという取つてやるといふのは、もつばら行政のこれは、めんどうみて上るといふ様な事は出来ませんが、積極的にこれを動いての活動という事になると、その該当する人々が当らなければいかんじやないかと、こう思われますのでそういうふうにして1つ任向けて頂きたいと私お願いするんであります。

3 番～市長さんは今の答弁を聞いて見ますと、これはあくまでも地主対那覇市というものでございまして、この地主だけの問題じやなくて宜野湾市の権利であると、それは公有水面においては市町村に属するとはつきりされておる訳であります。公有水面の取用任期が契約任期が15ヶ年

な面お然先成市題がま
 約有い、ら我のまら
 買公とねが、面にお
 様のたす主がう思て
 うしさをいもまといとつ
 いと乘利思でり面来う
 と市放橋とま水出と
 年々はのだくで有はは
 け我で面題おと公求え
 りに老水間はと然要考
 ら合向有きれう当にお
 は、場の公べそい市の
 ほう今、す、とし勤ん
 にいの求す、とと那さ
 合うてま要すき市で長
 場そして然まべ湾し市
 たす、とら当りや野と工
 され考るしてよや権利
 用賦のあと弁つしに
 収る長で市答作と然点
 強お南え々を局当はそ
 考の会当はそす

市長～
 ううを合害人だ
 といす場はうれま
 ととでうにどは
 来放、うすそ市う
 出ん、は、は、は、
 がん、は、は、は、
 水せ間といは市と
 賃力ばたつん那を
 補おえまつに所求
 市つ例ま皆の要
 市にのし披下今備
 弱坤今ての、て補
 那はが取、利とい
 てえす取、とせら
 となん全部と権市と
 とし考で取、とせら
 利的いをいそきか
 権定なをいそきか
 面だえ取まするい
 水は考でりまむや
 公事考これなから
 今

番～
 がまての結りら、れ行に違
 てすりつ個人がつかずも約面契
 され、にはすつかまう契全な
 さり、か約れま持なりこては様
 証おか約れま持なりこては様
 附てす契こりをが向面成う
 念思所では、お面議す云、う
 会と簡しには、お面議す云、う
 委員と簡しには、お面議す云、う
 工上げ所、場合な公者えりか、と
 経上、市地は形は受おにだ上取
 或告が、有うと所何うるれ取
 会報面は、有うと所何うるれ取
 委員と簡しには、お面議す云、う
 特別と公おしと場合う契か、
 毎議はに公おしと場合う契か、
 結果に公おしと場合う契か、
 長は結中、公おしと場合う契か、
 市そのすが、お財局なそあを
 取

強制取用された場合には、60ヶ年という様な契約にな
ておる訳です。そういう場合に我々市としての公有水面
市長の考えとしての今の考では放棄されたというお
考えであるからですね、公有水面の権利をですね、当然
我々市として当然要求すべき問題だと思いたしますが、今先
の答弁によりますと、それはあくまでも地主から期成
会を昨つてやるべきだということでありましたが、我々市
当局として宜野湾市として当然公有水面という面の問題
は当然の権利として那覇市に要求は出来ると思いたすが
その点について市長さんのお答えはどう持つておられま
すか。

市長～公有水面の権利として那覇市に補償要求が出来るという
事はまだ決定的な考えは持つておりません。放棄という
事も考えてないんですが今の例えば問題は6、4ですか
これを取るのを全部取つてしまつたとか、そういう場合
になりますという、その被害については、すでに被害
にこうむつたその権利を、下の田んぼとか、そういう人
々からやるべきで市として今の所那覇市を佐市がどれだ
け損しているからという補償要求をするという事はまだ
今の所考えておりません。

3 番～市長は2回程特別委員会或は経工委員会に附託されて、
その結果を議会として報告申上げたと思つておりますが
その中に契約は公有水面が2箇所3箇所ですか。ありま
すが、この件においては、市当局としての契約になつて
おります。しかし外の私有地の場合には、これは個人の
財産を強制取容というふうにはなつておりますが、結
局そうなつた場合には市としては公有水面を持つており
ながら、その受けておる所の受益者が異議がなかつたら
それで良いというふうな何かお考えの様であります。が、
あくまでも相互契約という事になりますと向こうもそれ
を通義上こつちからは取るんだとか、云う面で契約は行
われておりますので、それ以上取るとか、或は全面的に
取るとか、或は全面的に取るとか、そういう様な契約違

反をした場合には、当然市としてもこれは要求すべき所は、あるんじゃないかと先程は補償面の事だけ市長さんは考えておられる様ですが、当然我々としては、この契約違反の面に対する要求は当然やつてしかるべきものじゃないかと思うんですが、それに対して市長さんのお考えを聞きたいと思えます。

市長～那覇市が宜野湾市から水を引く場合にこちらが反対したんだけれども、強制の取用で水を取つて行つたんだと、そうしてその取つた強制取用の期間が過ぎておるので今3番議員がいわれるようにその期間後は、水代がもらえんじゃないかと、そういう意味でしょうね。

3番～それもち論ですが、契約条項違反です。例えば向こうの川から何立方取るべきものを全面的に給水しておるとかそういう契約違反に対しては当然こつちは要求出来るんじゃないかと思えます。これは当然年期の問題契約年限の問題なら、更新という形式上のある問題だと思いますが、それもあくまでも形式じやなくて折衝でありまして我々としては、契約条項違反はどうするか、そのままだ我々はなきね入るか、それとも当然の要求として我々はやるかという問題でありまして、それをきつかけに先程も地主からの要呈事項売るか、或は貸すか。或は面貸す場合にはどの位で貸すか。そういう資料を全部市当局にお上げしておると思うんですが、それは期成会を作るか、そういう様なお考えの様であります。要はそれをきつかけにするという面は、当局からそういう市自体の権利の要求をやつてその間でそういう問題を派目する問題だから解決の七ま籍が見い出せせんかと或は期成会として私はこの地主単独と或は期成会というようになり、地主自体としてもその後すざりの状況でありまして、要は地主としては当局が当然これはお考えになるだろうという様な期待をもちまして我々としても宜野湾市と致しましても、そういう権利の要求として

れば、それをきつかけにしてそういう補償問題まで出て来てそういう折衝の緒を出して来るんじゃないかと、簡単に出来るんじゃないかと思つて前から度々ご要望申し上げ議会の決議をしても、又3番区としても度々ご要望申し上げてある訳であります、その点に付ましても市長さんの今のお考えの様に地主がそういう期成会を作つてという事になつた場合に、地主としても団結とか、或はそういう組織とかいうのが、まだそこまでは行つてない。何目になるか、分らんという様な現状でありますので、まず私の考えでは幸い官野湾としては、公有水面というのがあるんだから、そこの当局の権利として一応折衝の余地を見出すのが先決じゃないかと思うのであります、市長さんのお答えを、それに付ましてもお聞かせ願いたいと思つております。

市長～資料を市の方で集めたというのはそれだけ被害をこうむつているからこの補償をという事であろうというので先つき申上げたんですが、後のご質問の官野湾市の公有水面の権利を那覇が取つておるんだから、この場合は補償になりますか、水代になりますか。

3番～それは私折衝の段階で出て来る問題であると思ふんです、要はこれは契約条項履行という面から話を進めて行けば必ずそこに対して那覇市はその分は必罰だから補償の対象にしようとか、そういう緒が出て来るんじゃないかと思ひます。

市長～契約書ですね、契約書は私見ておりませんが、

3番～ちやんと特別委員会の資料として当局の方に行つております。書類はなくなつておるが、只1つ残つている水道という中にですね、その水道をやつたいきさつを全部集録したのが1部残つていて、それから写して送付してあると思ひますが、

市長～それの中に契約書も出ておりますか。

3 番～はい、契約条項として。

事務課長～給水の条件として載つて居ります。

3 番～条件として、給水のですね、いくら給水するかと何立方
ずつやるんだという条件もある、その場合の条件は何割
は那覇市、何割は地元と云うように決められて居ります

市長～それは聞きました。

3 番～だからこれが1つの契約という訳ですが、そういう契約
条項違反ですね。

市長～それで那覇から水代がもらえるかどうかについては、今
後良く研究してもらえんだつたらつとめてもらう様
にしますが、その辺は良く研究しまして。

3 番～那覇市としては、必要であるもんだから取つておるから
そこに対しては折衝を進めさえすればですね、おのずか
ら或は償還にするか、或は賠償するか、或は地元の方が
必要がないからじや流そうとか、そういう問題が出て来
ると思ふんですが、そういう面から折衝のいとちを出
してもらいたいとそういう面であつてお願いして居る訳
ですが。

市長～それで那覇から水代が得られるかどうかは、これから研
究の問題でまだ。

3 番～これは折衝の段階で出て来る訳ですよ、だから我々はあ
の条項違反であるのでどうするかという問題で検討進め
て行きながらその問題は出て来るんじゃないかと懸いま
す。

市長～それの中に契約書も出ておりますか。

3 番～はい、契約条項として。

総務課長～給水の条件として載つて居ります。

3 番～条件として、給水のですね、いくら給水するかと何立方
ずつやるんだという条件もある。あの場合の条件は何割
は那覇市、何割は地元と云うように決められて居ります

市長～それは聞きました。

3 番～だからこれが1つの契約という訳ですが、そういう契約
条項違反ですね。

市長～それで那覇から水代がもらえるかどうかについては、今
後良く研究してもらえらんだつたらつとめてもらう様に
しますが、その辺は良く研究しまして。

3 番～那覇市としては、必要であるもんだから取つておるから
そこに対しては折衝を進めさせればですね、おのずか
ら或は補償にするか、或は賠償するか、或は地元の方が
必要がないからじや流そうとか、そういう問題が出て来
ると思ふんですが、そういう面から折衝のいとぐちを出
してもらいたいとそういう面で度々お願いしておる訳で
すが、

市長～それで那覇から水代が得られるかどうかは、これから研
究の問題でまだ、

3 番～これは折衝の段階で出て来る訳ですよ。だから我々はあ
の条項違反であるのでどうするかという問題で検討進め
て行きながらその問題は出て来るんじゃないかと思いま
す。

市長～それ位只口頭で水代をくれんかというだけじゃいけないが何かの根拠よでござね、それを支払つてくれというふうなことで出せると云う訳でずね、

5番～市長は市政方針の中に企業の誘致を打出しております。そこでその点についてお伺いしたい点がありますが、かつて本会計年度中において、そうとうの広い面積を必要とする所の事業を設立したいから宜野湾市の協力を得たいといった様な内容をひつさげて当局にある方がとられたと私は聞いておりますが、そういう事実があつたでしょうか。

市長～宜野湾市の独立事業の例を出した時にそこに私達に独立をさせてこの事業をさせてくれんかという話はありましたが、それから水料水の会社が今の松岡配電のうらのあの一帯の土地が彌敷の土地だと思っておりますが、その辺に一号線から見える所に作りたいと思ふんだがどんなもんか、得られそうかそういう事であればいっしょに協力してあげられるから工場地を見て下さいというふうにして話は進めたが、その後どうなつたか、まだ来ておりません、そういう事がありました。

5番～結局二つの話合があつた事になりますが、その一つである所の公有水面の企業設立のために、一部は私どもに独立させてもらいたいと云つた様なそういう内容を持つて当局に現れた方、その方は計画された所の企業その企業の計画書みたような説明書かどうか分かりませんが、その人が計画している所のいわゆる企業それを書いた何かプリントをもらわれましたか。

市長～はい、私もらいました。

5番～そのプリントの写しを議会に配つて頂きたいと思ふんですが出来ますか。

市長～それは只口頭で水代をくれんかというだけじゃいけないが何かの根きよですな、それを支払つてくれというふうなことで出せると云う訳ですな、

5 番～市長は市政方針の中に企業の誘致を打出しております。そこでその点についてお伺いしたい点がありますが、かつて本会計年度中において、そうとうの広い面積を必要とする所の事業を設立したいから宜野湾市の協力を得たいといった様な内容をひつさげて当局にある方がこられたと私は聞いておりますが、そういう事実があつたでしょうか。

市長～宜野湾市の埋立事業の何を出した時にそこに私達に埋立をさせてこの事業をさせてくれんかという話がありました。それから賦料水の会社が今の松岡配電のうらのあの1帯の土地が羅敷の土地だと思っておりますが、その辺に一号線から見える所に作りたいたいと思ふんだがどんなもんか、得られそうかそういう事であればいつしよに協力してあげるから1応現地を見て下さいというふうにして話は進めたが、その後どうなつたか、まだ来ておりません。そういう事がありました。

5 番～結局二つの話合があつた事になりますが、その1つである所の公有水面の企業設立のために、1部は私どもに埋立させてもらいたいと云つた様なそういう内容を持つて当局に現れた方、その方は計画された所の企業その企業の計画書みたような説明書かどうか分りませんが、その人が計画している所のいわゆる企業それを書いた何かプリントをもらわれましたか。

市長～はい、私もらいました。

5 番～そのプリントの写しを議会に配つて頂きたいと思ふんですが出来ますか。

市長～はい、さがしてもしありましたら、今からでももらえる
と思いますがね、必要であれば、

5 番～ぜひ今会期中にお願い致します、

市長～ちよつとむりかも知りません、と云うのは本会期中にそ
と行つてもらふ訳にも行けないし、もしあればですね、
關に合す様に致しますから、

8 番～オフリミツの解禁折衝に對しまして、当局がどの程度を
の解消に對する意圖があるかどうかをお聞きしたいと思
います、普天間の天清通り会それから官前通り会、新町
通り会という事は、數年前から大きな事は、当分は承
てオフリミツになつておるといふ事は、当局は充分承
知であると思ふんですが、これに對しまして、昨年5月
6月のタイムスに大きく報じられました、私もその際
質問は致しましたが、あの當時の新聞を見ますと、
軍の解禁に對する要望と云いますか、大きく載せられて
いたと思ひますが、それによつて、便所を改革するとか、
或は排水をより大きくすると云ふ、或はその排水管を
で通せとか、ブロック壁を作るとか、いふ様な事が
いかにも出来ない様な事を書き立てあつたんですが、
しかし当局と致しましては、その様な事が仮に軍が示さ
れたと致しましても、その關係通り会と致しましては、
これは切実な問題である、例へば天清通り会であり、
すが、この天清通り会の住民の声を聞くといふ何ら
場、場所を提供しては、ないんだけれども、未だに
りミツになつておると、解けないといふ様な苦情があ
ります、これに對しまして当局はその解禁の折衝につ
どの程度意圖があるかどうか、聞いてみないかとい
う要望もあります、私が当局にお伺いするのは、結局最
責任者である市長であります、ぜひ任期中にこの一部
分でもよろしいんであります、調査の上解禁の折衝に
誠意をもつて當つてもらへるかどうか、その面をお伺い

市長～はい。さがしてもしありましたら、今からでももらえる
と思いたすがね、必要であれば、

5 番～ぜひ今会期中にお願い致します。

市長～ちよつとむりかも知りません。と云うのは本会期中にそ
と行つてもらふ訳にも行けないし、もしあればですね、
圖に合す様に致しますから。

8 番～オフリミツの解禁折衝に対しまして、当局がどの程度そ
の解消に対する意図があるかどうかをお聞きしたいと思
います。普天間の天満通り会それから富前通り会、新町
通り会という事は、数年前から大きなかんばんをはられ
てオフリミツになつておるといふ事は、当局は充分を承
知であると思ふんですが、これに対しまして昨年の5～
6月のタイムスに大きく報道されまして、私もその際
質問は致しましたが、あの当時の新聞を見ますという
軍の解禁に対する要望と云いますか。大きく載せられて
いたと思いたすが、それによると便所を改革するとか、
或は排水をより大きくするとか、或はその排水管を海ま
で通せとか、ブロック煙を作れとか、いふ様なむつかし
い、いかにも出来ない様な事を書き立てあつたんですが
しかし当局と致しましては、その様な事が仮に軍が示さ
れたと致しましても、その関係通り会と致しましては、
これは切実な問題であると、例えば天満通り会でありま
すが、この天満通り会の住民の声を聞くといふと何ら街
婦に場所を提供してはないんだけれども、未だにオフ
リミツになつておると、解けないといふ様な苦情があり
ます。これに対しまして当局はその解禁の折衝についで
どの程度の意図があるかどうか、聞いてみないかといふ
要望もあります。私が当局にお伺いするのは、結局最高
責任者である市長であります、ぜひ任期中にこの一部
分でもよろしいんであります、調査の上解禁の折衝に
誠意をもつて当つてもらえるかどうか。その面をお伺い

したがと思つております。

市長～オフリミツの解禁については、今日までもずっと努力致して
しております。新しい弁務管になつてからも今の埋立の問題と市内のオフリミツの問題は要請した所向こうからの手紙は、これに対しては、さうさういふふうにするからという返事も頂いております。そしてこことしてはその懲罰委員会が認めてもらわなければいけませんからそこに調査をお願いして更にその方でも解禁して来だ支えないというふうな委員会決定すれば解禁出来るだろうとさういふ弁務管の書簡でありました。それで各委員を回つて懲罰委員会の委員は、ほとんど各軍の4軍の代表者が出ております。お会して私が特別会したは、その委員の内でも公安部長、それから公衛生部長、それからその委員の長で、部長、それから海兵隊の司令官と、お会いしました。上を長く調査をさるからと、それから前には兵隊長、調査をしてみようか海兵隊の司令官は、さういふ調査後に川崎の司令官と知り合つて、さういふ調査は委員長の連絡で提案の権限は、兵隊の事務局長におる所の名前は忘れましたが、その名前を書いて上げた人を一応会つて行く様にと云つて、先良話してやつた様な何は文書もつづつて、さういふ日頭でも話してやつたから、さういふ提案するかどうか権限は、事務局長に、それからその方々、よく話す様に、事務局長話したに、その方々、貴方は、さういふふうに来たお伝えず、それから1と云つて、去つた2月の18日頃、なかつたか、いまますが、2月のちようばつ委員会は、それにかけてたんじやないかと思ひますが、その一と結果につては10日位前に開合せましたが、ちようど1区の自らは、会長さんともうなつたかと云つて来たりました。すが、開合せて見ましたら、まだちようばつ委員発表になつておらないから分りませんという回答になつ

したいと思っております。

市長～オフリミツの解禁については、今日までもずっと努力致しております。新しい弁務管になつてからも今の埋立の問題と市内のオフリミツの問題は略した所向こうからの手紙は、これに対しては、こうこういうふうにするからという返事も頂いております。そしてこことしてはその委員会が認めてもらわなければいけませんからそこに調査をお願いして更にそこの方でも解禁しても差支えないというふうに委員会で決定すれば解禁出来るだろうと、そういう弁務管の書簡でありました。それで各委員を回つて、委員会の委員は、ほとんど各軍の4軍の代表者が出ております。お会して私が特別お会したのはその委員の内でも公安部長、それから公衆衛生部長、それから委員長である所の第3海兵隊の司令官とお会いしましたが、よく調査をさせて見るからと、それからけん兵隊長、調査をしてみるからというので、その前に調査後に川崎のちようど第3海兵隊の司令官は私達の普天間航空隊との司令官との知り合というのでわざわざいっしょになつて連れて行つて会つてもらいましたが、私は委員長ではあるんだが提案の権限はかん兵隊の事務局におる所の名前は忘れましたが大の名前を書いてその人を一応会つて行く様にと云うことで先つき申し上げた様な何は文書もつづつてそして口答でも良話してやつてあつたんだが、提案するかどうかの権限は事務局長にあるからそこで良く話す様に、事務局長話したならば、その貴方々の要望に対する決定権は委員会にしかないから1応は貴方々がそういうふうに来た事をお伝えするからと云つて去つた2月の18日頃じやなかつたかと思ひますが、2月のちようばつ委員会は、それにかけたんじやないかと思ひますが、そのちよう結果については10日位い前に問い合わせましたが、ちようど1区の自治会長さんもどうなつたかと云つて来ておりましたんですが、問い合わせて見ましたら、まだちようばつ委員長から発表になつておらないから分かりませんという回答になつ

てあります。私しとしても市としても早くオフリミツを
解いてもらう様にとり事は、絶えず折衝を致しております。

8 番～解禁に付ましてはおつしやる通りちようばつ委員会が調
査の上代表者がいないとか、或はその他の衛生環境が非
常に良いとかいう場合には解禁になるのであるでしょうが
この辺を1つ当局は承知願いたいと思っておりますが
このいわゆるニュー普天間あそこは元々サインという
ものがちよつとあつたんでありますが、昨年ですか、色
々のサイン設置する事の基準が非常に道路に面したと
か、或は袋路になつたところは、絶対設置しないとかい
う条になつたがためにニュー普天間はサイン1件も
ない様になつておりますが、ところがサインがある所
はオフリミツ解禁陳情とかいう事は、ちようばつ委員
会に積極的に出して調査しまして解禁なり、どうするなり
やつていく所でもあります。所が新町通り会、宮前通り
会も通り会というのには、承知の通りサインは1件
もありません。ないけれども結局先程おつしやる様
なそういう衛生関係、施設が完備すれば解禁するであ
ろうという事も予想されます。今度の弁務官も説明の中
にある通り住民福のためならば大いに努力してやろう
というふうに云つておられますので、まず市長と致し
ましては在任期間中に、この3地区の通り会における
実際にオフリミツ解禁に意を注ぐかどうか、これはも
ち論経済面にも色々影響しますけれども、そういつた
様にとつ込んだ所まで調査をされて1部の住民の爲
じやなくてその調査は全般のためには、普天間の町
のためにも何とか善処するといふ考えで1応調査を
されて、そういう事によつて絶対この地区には不
衛生な面は絶対ないと、どなたが調査に来られても、
解禁すべきだといふ固い信念の下にあるにはやは
り下調査をといふのがはつきりされると、そ
ういふことによつてかん兵隊なり或はちよ

うばつ委員会なりに積極的にお願いして解禁出来るんじゃないかというふうには考えておりますが、1つ市長は任期中にこの地区の解禁に努力されるかどうか。これも聞いてくれという事もありましたんですが、始何でしょう。

市長～今までも努力しておりますし、今後も致すつもりであります。

8 番～それじゃ1つそういうふうには回答致しますので、1つ番廻方お願いしたいと思っております。

4 番～本年度の当初において市長の施政方針の中で本年度中に実現するんだという事が確かあったと思っておりますが、それは火そう場の問題であります。予算にも若かんそれがあつたと思っておりますが、後残る期間がわずかでありまして、又健康都市の宣言をした時の大きな目標の中にもたしかあつたかと思っておりますが、年度内で実現出来るかどうか、或は中断している様な印象を受けますがそれについてご説明願います。

市長～火そう場については、敷地が得られないというのが難点になつております。それで1応3市村の長が集つていつしよになつて適当な敷地をさがそうというのでずっと回つて見ました。それで最も適当と思われるのは今の営林署のは場のある所の東側の小山が適当だからそこを中城の村長さんで地主の方から買上げて、そこに作る事を折衝してもらおうという事に、話は決つたんですけども、何でも中城の村長さんのお話ではその周辺の地主からいやがられてどうもこれが進められないという事ありますので今年度内でこれを完成するという事は、ちよつとむづかしいんじゃないかという感じを持っております。極力何とかしてそこを折衝してもらおう様にお願いはしております。

4 番～それから前の議会でたしか出ておつたんじゃないかと
思いますが、1号線が拡張され、そしてそうとう地盤が
上がるんだと云う様な事であの付近の方々が大変心配し
ておられると、或は深刻にその問題に対して考えている
んだという様な事を聞きましたが、それについて当局
が軍あたりにその実情を訴えて、そして善処方をお願い
してもらいたいと云うふうに考えますが、聞く所による
と今度の23日頃から、軍は既定方針通り工事を着工す
るという様な事を聞いておりますが、その軍に対する折
衝なされたかどうか、その経過についてお伺いします。

市長～この件は前に3番議員からのお話だつたと思いますが、
そういう何か、そこに石垣を積んで非常に困っているか
ら何とかして折衝してくれと、じゃそういうふうに折衝
するか、そこは1個人の何じやなしにその1帯の住民の
要望としてどこをどういうふうにしてもらいたいという
事を文書にして1応建設課の方に函面を付けて、向こう
に行つて説明し、要望が出来る様に只善処してくれれば
困るから、それを準備する様にこういうふうに課長にも
話をしてありますが、まだそれが出て来ておりません。
そういうものが出て来たらそれを持つてこういうふう
にして頂きたいという事を向こうにお願いしたいと思
つております。

4 番～結局は基の事については軍にあたっていないという事
ですか。

市長～>ちらに見えた場合に、の係官との話しでは、あんな
にしては困るから高さを上げると困るからそこを
良く住民に迷惑にならん様に配慮して下さいという事は
只ちゆう象的には申し上げてあります。軍にこれをどう
しなさいというはつきりした函面なんかは差し上げてあ
りません。

4 番～私がお聞きしたいのは、市長としておさうふうにしてあれだけあがるという事は、これは向こう周辺の方々から陳情があるうがなかるうが、それがいしてあれだけ上げられたんじや困るんだという事はつきり察知出来ると思つております、それをいち早く軍へ行つて或は又軍の工事のやり方についても、是は当然市長としては聞いて、そしてこの様にするんだが、というふうにしてあの地域の自治会長、或は受益者の方々にもお知らせしてそれとこれじや困るんだという事で、あれは又更に軍に折衝するとかといつた様なもう少し意欲的な折衝があつて然るべきでないかと思ひます、政府はその事を知つた為には局長以下土木関係の方々がすぐ軍にともて行つて住民の迷惑もあるんだとあんなに上げられては困るんだというふうにして2～3回にわたつて軍には進言をしておる様です、それにもわからず向こうの受益者の方々は住民考から何もないから、やる必要はないんだといつた様な考え方は当らないと思ひます、又今から何か出て来ればさういつた様な陳情か或は面を持って来て、困る点があるんだというふうには持つて来てたとしても、もうすでに2、3回か2、4回から軍としては着工するんだという様に準備されておる様です、今から遅いじやないかと思ひますがね、もう少しそういう場合は誠意を持って意欲的な事をしてもらいたいと思ひます。

議 長～暫休憩致します。(午後4時50分)

議 長～再開致します。(午後4時53分)

5 番～商工業の保護育成という面からでございますが、那覇に沖縄商工保証信用協同組合というのがございます、これは商工業者の保護育成のための法人団体でありましてきわめて有効な団体と私は思つております、那覇市、コザ市或は石垣という所は、それぞれの分組金を以つて加入してある所でありまして、これは関係市が加入しないとその関係市の住民は、これは利用出来ないという事

4 番～私がお聞きしたいのは、市長としてああいうふうにしてあれだけあがるという事は、これは向こう周辺の方々から陳情があろうがなかろうが1がいてあれだけ上げられたんじや困るんだという事はつきり察知出来ると思つております。それをいち早く軍へ行つて或は又軍の工事のやり方についても1応は当然市長としては聞いて、~~そ~~そしてこの様にするんだが、というふうにしてあの地域の自治会長、或は受益者の方々にもお知らせしてそしてこれじや困るんだという事で、あれは又更に軍に折衝するとかといつた様なもう少し意欲的な折衝があつて然るべきでないかと思ひます。政府はその事を知つた為に局長以下土木関係の方々がすぐ軍にとんで行つて住民の迷惑もあるんだとあんなに上げられては困るんだというふうにして2～3回にわたつて軍には進言をしておる様です。それにもかかわらず向こうの受益者の方々或は住民から何もないから、やる必要はないんだといつた様な考え方は当らないと思ひます。又今から何か出て来ればそういういつた様な陳情か或は函面を持つて来て、困る点があるんだというふうを持つて来たとしても、もうすでに23日か24日頃から軍としては着工するんだという様に準備されておる様です。今から遅いじやないかと思ひますがね。もう少しそういう場合は誠意を持つて意欲的な事をしてもらいたいと思ひます。

議長～暫休憩致します。(午後4時50分)

議長～再開致します。(午後4時53分)

8 番～商工業の保護育成という面からでございますが、那覇に沖縄商工保証信用協同組合というのがございます。これは商工業者の保護育成のための法人団体でありましてきわめて有効な団体と私は思つております。那覇市、コザ市或は石垣という所は、それぞれの分組金を以つて加入してあるそうではありますが、これは関係市が加入しないとその関係市の住民は、これは利用出来ないという事

になつております。それで当局におきましては、その商工業者の育成という面をお考えになつてこの商工信用協会に加入するかどうかその意図があるかないかですね。若しその意図があるならば新年度予算にでも、予算を計上されて商工業の保護育成に努力してもらわんといけないのでありますが、この点いかようにお考えになつておられますか。簡単に。

市長～出来たら市に丁度農業信用組合のように商工信協が出来た方が私は最つとも良く便利であると思ひますが、そういうものがどうしても見込みないということであれば、那覇の今おつしやる様な協会の負担金でも持つて良いんじゃないかと思つております。

8 番～それは去つた一般質問致しまして、どなたかも質問あつたかと思ひますが、商工信用協同組合といゆる協同組合法による所の組合等の設置方に付ましては、そうとう活発な質問もありました。又宜野湾在住の商工業者の方からも色々と定款とか、そういつたものを取り寄せて設立の準備の段階まで行つておりましたけれども、昨年の金融情勢がきわめて悪状態に來ました結果、只今立替消えになつておるのでありますけれども、しかしこういう時代にこういう世相におてこそ信用協会というのに市は、市なりにそれ相応の負担金を持つて商工業者を育成して行くという事も考えられるのではないかと思ひます。ひいてはこれは商工業者も保護育成すると、助成するという面は、イコール財政面においても大きくこれは響きますので是非とも宜野湾市商工信用協同組合が設立するまでの云々とおつしやらなくて是非新年度の予算には、それ相応の予算を計上されて育成して頂く様になりますか、この辺の事はいかが思ひますか。

市長～先つきから申し上げます様に新城の道路の予算とか、或は只今の予算とは、新年度の予算についてはこれからあ

りますので良く検討して見たいとこう思います。

8 番～どにおく市昇格になつて以未笑際に見た場合に商工業着
を保護育成とそこのうなう笑積面にいひばあまり聞かれ
てな成とそこのうなう笑積面にいひばあまり聞かれ
新年度予算は、市の商工人口とかが、そつたも、是非新年分
度予算では、市の商工人口とかが、そつたも、是非新年分
し、まして分担の負担を計上するに、商工信用協会の加入
算が是非、負担の負担を計上するに、商工信用協会の加入
し、まして分担の負担を計上するに、商工信用協会の加入
面は考慮して買きたいと思つております、良いですね。

市長～先づ各申上げた様に良く検討するという事で今予算
対しての決定はですね、

議長～定刻を過ぎますので時間を延長したいと思つて
を異議ありませんか。

議長～を異議ありませんので時間を延長致します。

市長～先づきの商工業については、何もやつていないといふの
はちよつとどうかと思つて、毎年商工会の方に補助
を留しておりますので市としてはそれもやつておるつ
りであり、尚又商工信用協会へ加入はついても、と
れば新年度の予算を良く検討して出来るだけ予算の何
検討して、これに加入出来るならば、これに加入した
とどう思つておりますので今ここで加入するしないを決
定する訳にはないと思つております。

8 番～そつたも、極力笑強出来る様にして、これは
は只いかに話しをするといふ暇じやないですね、住
民は大体そういうふうな大きな期待を寄つておる訳なん
です、ですからその辺を工つ何んとか市長のお力で努
力してもらいたいと思つております。

りますので良く検討して見たいところ思います。

8 番～とにかく市昇格になつて以来実際に見た場合に商工業者を保護育成されたという実績面についてはあまり聞かれてもないとそういうふうな声も聞いております。なる程新年度予算はこれからでございますけれども、是非新年度予算では、市の商工人口とか、そういつたものに案分しまして分担金というものも決りますけれども新年度予算が是非相応の負担金を計上されて商工信用協会に加入してもらつたり、そして商工業者の保護育成助成という面に考えて頂きたいと思つております。良いですね。

市長～先つき申し上げた様に良く検討するという事で今予算に対しての決定はですね。

議長～定刻5時でありますので時間を延長したいと思つていますがご異議ありませんか。

議長～ご異議ありませんので時間を延長致します。

市長～先つきの商工業については、何もやつていないというのはちよつとどうかと思つていますが、毎年商工会の方に補助を出しておりますので市としてはそれもやつておるつもりであります。尚又商工信用協会へ加入についても、これは新年度の予算を良く検討して出来るだけ予算の何の検討して、これに加入出来るならば、これに加入したいところと思つておりますので今ここで加入するしないを決定する訳にはいかないと考えています。

8 番～そうでございますが、極力実現出来る様にですね、これは只いいとか話しをするという訳じやなしにですね、住民は大體そういうふうに大きな期待を持つておる訳なんですよ。ですからその辺を1つ何んとか市長のお力で努力してもらいたいとお願ひします。

16番～4月に開校されます商業高校の敷地の件でございますが、校内前に~~差~~地が1番又内の方にも残っていたと思っておりますけれども今年になつてからの折衝経過をご説明願いたいと思つております。

市長～今の所最も最近の何んになりますと2～3日前の事でありますが大体大きく行くんじやないかという見通が付いておられますが、しかしまだ納得したという所までは行つておりません、それについては色々折衝の何がおりますのでここで公表するのは1つさげさせて置きたいと思つております。

16番～今年になつてからやつておられますか。

市長～2～3日前も。

16番～最悪自体になつた場合に売買契約関係で合法的に処置出来る様になつておるかどうか。

総務課長～この方は1次契約それと今度は後物件の保証契約そのうちから致しまして、契約条項によつては、そういうふうな合法的な処置が取れることにはなつております、なつておりますが、極力それはほゞきたいと思つております。

16番～もう1件商業高校の先づきの特別会計の水道、追加更正と間違はずけれども、5号線の水道配管に付しまして水道公社としてどういうふうな進め方をしているか、前に伺いました場合に水道公社の予算は直接アメリカ、政府の了解がなければ執行出来ないということがありましたが、当局として何年度の何月頃から施行出来るかどうか、そういうふうな点な折衝経過はどうなつていかお伺いします。

市長～この前水道関係のアメリカ本国からの沖繩の予算がずい

16番～4月に開校されます商業高校の敷地の件でございますが校内前に地が1基又内の方にも残っていたと思っておりますけれども今年になつてからの折衝経過をご説明願いたいと思つております。

市長～今の所最も最近の何んになりますと2～3日前の事でありましたが大体うまく行くんじゃないかという見通が付いておりますが、しかしまだ納得したという所までは行つておりません。それについては色々折衝の何がありますのでここで公表するのは1つさげさせて頂きたいと思つております。

16番～今年になつてからやつておられますか。

市長～2～3日前も。

16番～最悪自体になつた場合に売買契約関係で合法的に処置出来る様になつておるかどうか。

総務課長～この方は1応契約それと今度は後物件の保証契約そのうちから致しまして、契約条項によつては、そういうふうな合法的な処置が取れることにはなつております。なつておりますが、極力それははぶきたいと思つております。

16番～もう1件商業高校の先つきの特別会計の水道、追加更正と関連致しますけれども、5号線の水道配管に付まして水道公社としてどういうふうな進め方をしているか。前に伺いました場合に水道公社の予算は直接アメリカ、政府の了解がなければ執行出来ないということがありましたけれども、当局として何年度の何月頃から施行出来るかどうか。そういうふうな点な折衝経過はどうなつていかお伺いします。

市長～この前水道関係のアメリカ本国からの沖縄の予算がずい

ぶん削減されたという新聞の報道があつたのですぐ課長をつれて若しやこの5号線沿いの計画に関する予算でも削られたりすると困るがと思つて行きましたが、別にこれには関係しないと規定通りの方針で今年の7月以後の~~通~~予算でもつて、これの工事にはかかりたいという意向でありました。それで今年の着工は年末になるかも知りませんが、公社としては、前にこちらが提案してから市の水道を計画してそこに配管しようとした時に行つて聞いた時の計画は別に変りはないからという返事でありました。

16番～66年度には、会計年度において予算を計上したいというだけでございますか。見通してございますか。そういった事はまだ分らん訳ですか。

市長～66年度の予算は、7月以後になるので、この計画に變りはないという事を云つておりました。

議長～予定より1般質問は早く終つておりますが、1般質問を打切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

議長～御異議がありませんので1般質問を打切ることに致します。

議長～尚先つきお語り致しました様に予定が若かんくりました日程を変更したいと思います。明日の1般質問を取り止めて休会致したいと思います。外に御異議ございませんか。

異議なしと呼ぶ

議長～御異議がありませんので日程を変更致しまして明日20時より休会致したいと思います。尚各委員会への附託され所の案件は明日から審議してもらいたいと思ひます。

本会第29回の午前10時から開き、今日の全日
が終了してありますので、これを以つて本日の会務を閉
じる事に致します。どうも苦勞様でした。

議長〜***散会***（午後5時10分）

[Faint, illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page]

本会議は29日の午前10時から開きます。今日の全日程が終了しておりますので、これを以つて本日の会議を閉じる事に致します。どうもご苦労様でした。

議長～***散会***（午後5時10分）